

笠間市教育振興基本計画（原案）

平成 28 年 月

笠間市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け及び構造	1
(1) 計画の位置付け	1
(2) 計画の構造	2
3 計画期間	2
第2章 笠間市の現状と課題	3
1 時代潮流と社会情勢	3
2 笠間市を取り巻く現状	4
(1) 笠間市の人口の推移	4
(2) 笠間市の学校教育の現状	5
(3) 笠間市の生涯学習・スポーツ振興の現状	9
3 アンケート調査の結果	12
(1) 就学前教育について	13
(2) 学校教育について	13
(3) 家庭・地域における教育について	16
(4) 生涯学習・文化活動・スポーツ振興について	19
(5) 公民館・図書館について	22
アンケート調査結果のまとめ	23
第3章 基本的な考え方	24
1 教育目標	24
2 教育の基本方向	27
3 施策の体系	28

第5章 計画の推進	102
計画の推進にあたって	102
資料編	103
1 笠間市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	103
2 笠間市教育振興基本計画策定委員会委員名簿	105
3 策定経過	106

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

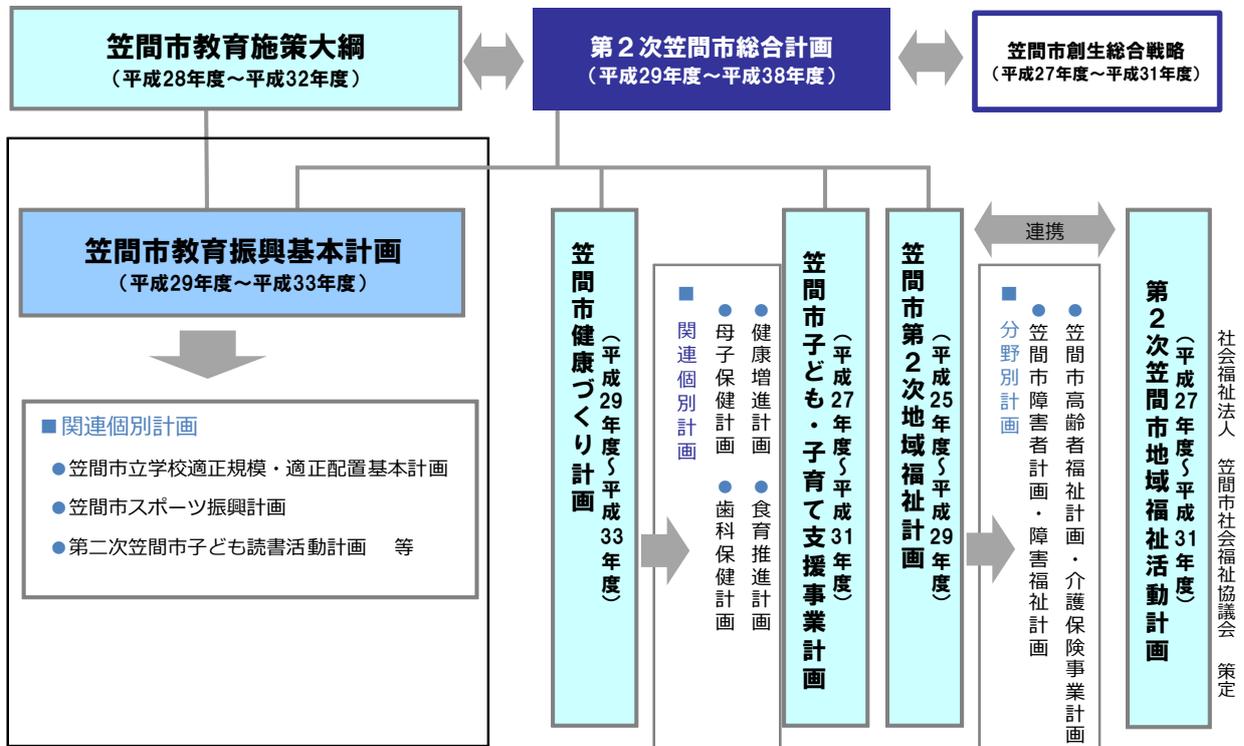
笠間市では、平成27年4月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において、教育委員会制度の見直しや地方公共団体における大綱策定が義務付けられたことを受け、平成28年5月、本市の教育の指針となる「笠間市教育施策大綱」を策定しました。

平成29年度を初年度とする「第2次笠間市総合計画」の策定に合わせ、今後取り組むべき教育行政施策を総合的・計画的に推進するとともに、「笠間市教育施策大綱」で示した教育施策の基本的な方向性と施策の方針に対応する具体的な取組を明らかにするため、新たに「笠間市教育振興基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け及び構造

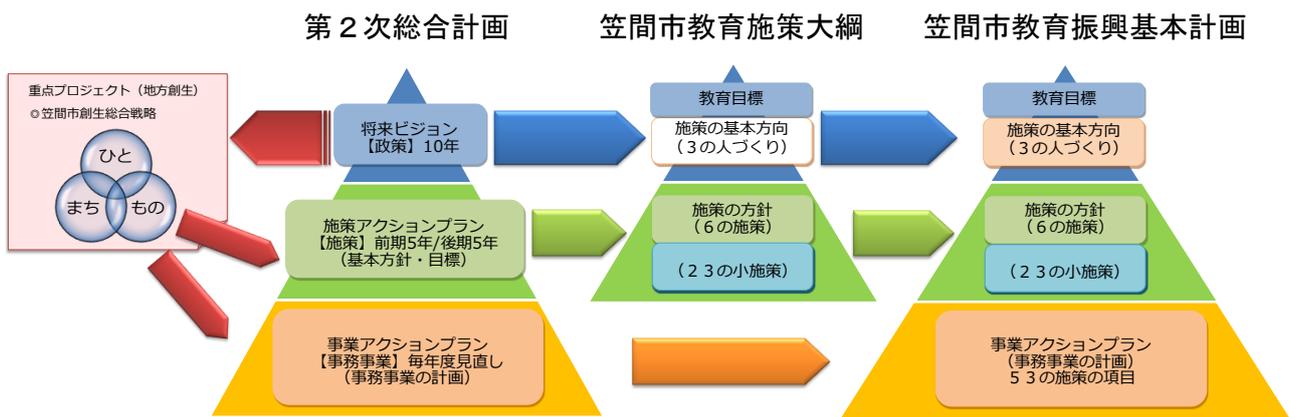
(1) 計画の位置付け

本計画は、国の「第2期教育振興基本計画」や県の「いばらき教育プラン」と照らし合わせ、本市の教育振興に関する基本的な計画として策定するものであるとともに、「第2次笠間市総合計画」の教育に関する分野を担うものです。



(2) 計画の構造

第2次笠間市総合計画の構造は、「将来ビジョン（基本構想）」、「施策アクションプラン」、「事業アクションプラン」の3層構造で成り立っており、笠間市教育施策大綱においては、「教育目標」、「施策の基本方向（3つの人づくり）」を第1階層、「施策の方針（6の施策）」、「23の小施策」を第2階層と位置付けています。さらに、基本計画では、大綱の第1階層、第2階層と整合性を図るとともに、平成27年度に策定した「笠間市創生総合戦略」に基づく事業を「事業アクションプラン」のひとつに位置付け、施策を実現するための具体的な事務事業を第3階層として策定しています。



3 計画期間

計画期間は平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中であっても、上位計画の見直しや社会状況の大きな変化が生じた場合は、適宜見直しを行うものとします。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
	第2次笠間市総合計画									
	笠間市教育施策大綱 (適宜見直し)				第2次笠間市教育施策大綱					...
	笠間市教育振興基本計画 (適宜見直し)					第2次笠間市教育振興基本計画				

第2章 笠間市の現状と課題

1 時代潮流と社会情勢

わが国では少子高齢化が進行し、急激な高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少による社会全体の活力の低下が課題となっています。

また、グローバル化の進展や急速な科学技術・ICTの発展などにより、国際競争が激化する一方で、人・モノ・金・情報などが国境を越えて交流し、あらゆる分野で世界との結びつきを強めるなど、日本を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

家庭や地域においては、価値観やライフスタイルの多様化、核家族化など家族のあり方の変容、地域の支え合いやつながりの希薄化が進んでいます。

国は平成18年、60年ぶりに教育基本法を改正し、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、普遍的な理念を継承しつつ、上記に挙げる現代的な課題を踏まえ、知・徳・体の調和がとれた人間の育成をはじめ、自立性や主体性、国際社会を生きる日本人の育成を目指すこととしています。

この理念の実現に向けて、政府の教育に関する総合的な計画として平成20年に初めての「教育振興基本計画」が策定されています。その後、社会の活力の低下、日本の国際的な存在感の低下などの問題が一層顕在化・加速化した危機的な状況にあるとして、それらの危機を乗り越え、日本の強みを活かし、持続可能な社会を構築するための方向性として、平成25年に「第2次教育振興基本計画」を策定し、「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築を目指すこととしています。

茨城県は、少子高齢化、グローバル化や科学技術等の急速な進歩などの社会の急速な変化に加え、子どもの社会性、規範意識の低下、基本的な生活習慣の乱れ、過保護・過干渉による子どもたちの自主性・自立性の欠如によるさまざまな問題の発生を大きな課題としています。平成28年4月には、それらの課題に対応する「いばらき教育プラン」を策定し、「一人一人が輝く 教育立県を目指して～子どもたちの自主性・自立性を育もう～」を基本テーマに、社会全体で子どもたちを守り育てる体制の構築と「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた子どもたちの育成を目指しています。

笠間市では、人口減少・少子高齢化の一層の進行や公共施設の老朽化対策、財政状況など厳しさを増す社会経済情勢を踏まえ、市の最上位計画である「第2次笠間市総合計画」を策定し、併せて「笠間市教育施策大綱」と整合性を図った「笠間市教育振興基本計画」を策定しました。「笠間市教育振興基本計画」では、市を取り巻く困難な状況を乗り越え、市の未来を支える子どもたちや市民を育むため、「3つの人づくり」として、知性を高め個性を伸ばすことで人や社会のために「役に立つ」人、地域を愛し支える「郷土を愛する」人、豊かな感性を持ち力強く生き抜く「心身ともに健康な」人の育成を目指し、笠間市のあらゆる教育の振興を図ります。

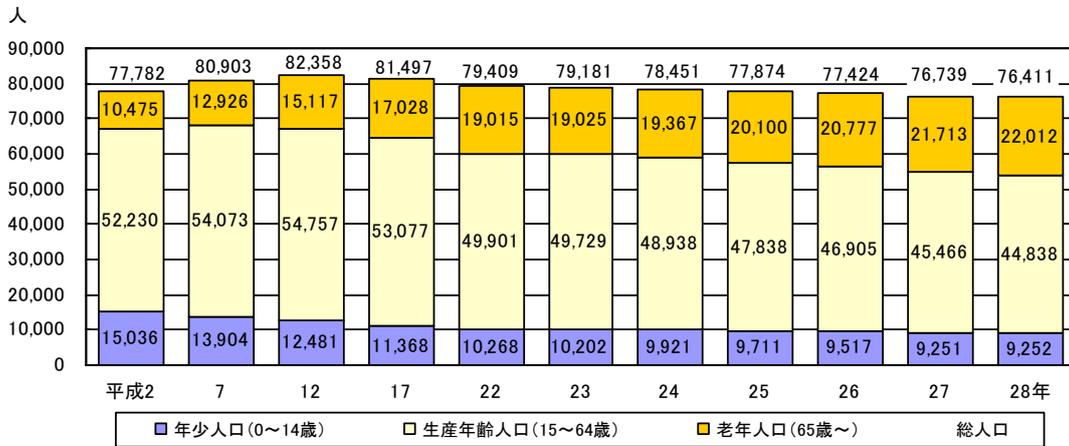
2 笠間市を取り巻く現状

(1) 笠間市の人口の推移

本市の総人口は、平成12年の82,358人をピークに減少に転じて以降減少が続き、平成28年には76,411人となっています。

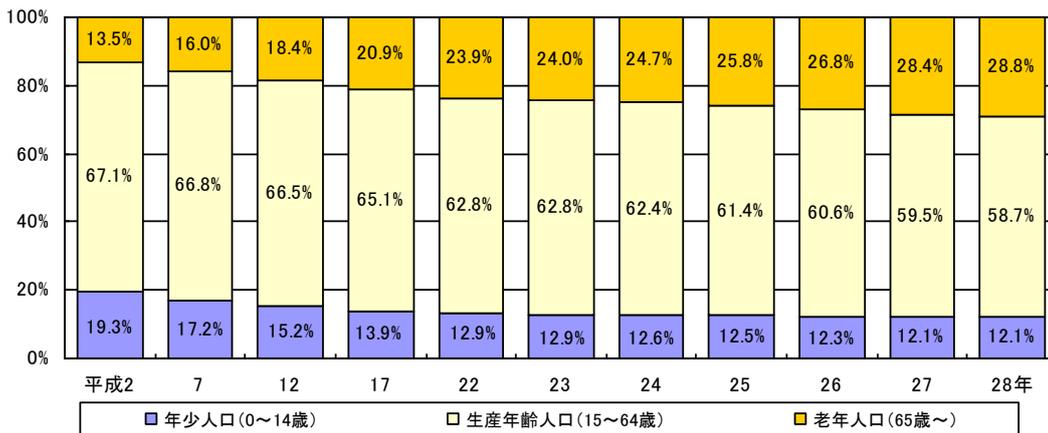
年齢3区分別人口（～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口）の割合をみると、一貫して老年人口は増加、年少人口は減少を続けており、本市においても少子高齢化が進行していることがわかります。

笠間市の総人口・年齢3区分別人口の推移



資料：平成2～22・27年は国勢調査、平成23～26・28年は茨城県常住人口調査（総数は年齢不詳を含む）
国勢調査は各年10月1日現在、茨城県常住人口調査は各年4月1日現在

笠間市の年齢3区分別人口割合の推移



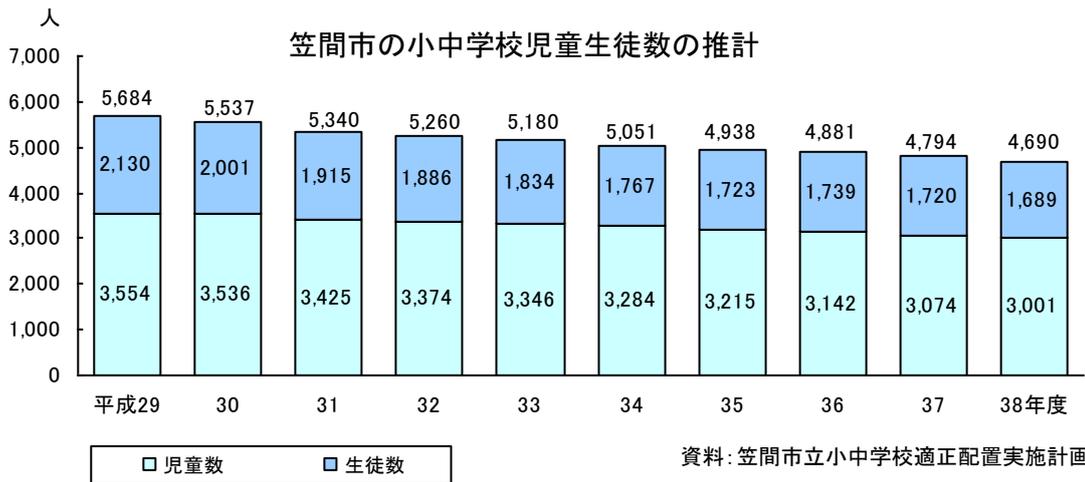
資料：平成2～22・27年は国勢調査、平成23～26・28年は茨城県常住人口調査（総数は年齢不詳を含む）
国勢調査は各年10月1日現在、茨城県常住人口調査は各年4月1日現在

(2) 笠間市の学校教育の現状

① 児童生徒数の推計

本市の児童生徒数を推計した結果、今からおよそ10年後の平成38年には、現在よりも2割程度減少するものと予想されています。

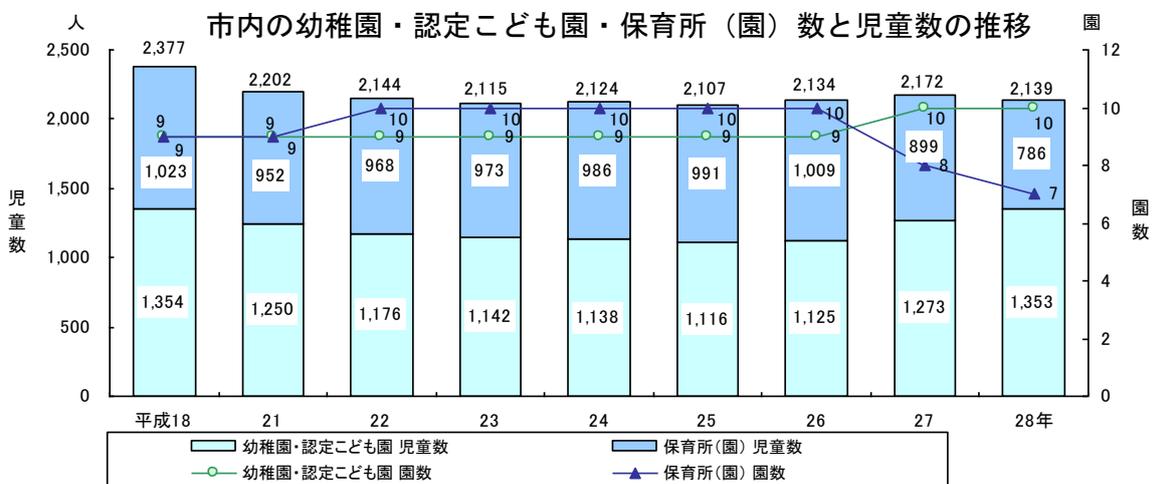
本市では、「笠間市創生総合戦略」における人口の目標を定めた「笠間市人口ビジョン」の中で出生率の向上を目指していますが、長期的には市の人口は今後も緩やかに減少していくことが予測されており、児童生徒数についても減少傾向が続くと考えられます。



② 幼稚園・認定こども園・保育所（園）・小学校・中学校

ア. 幼稚園・認定こども園・保育所（園）

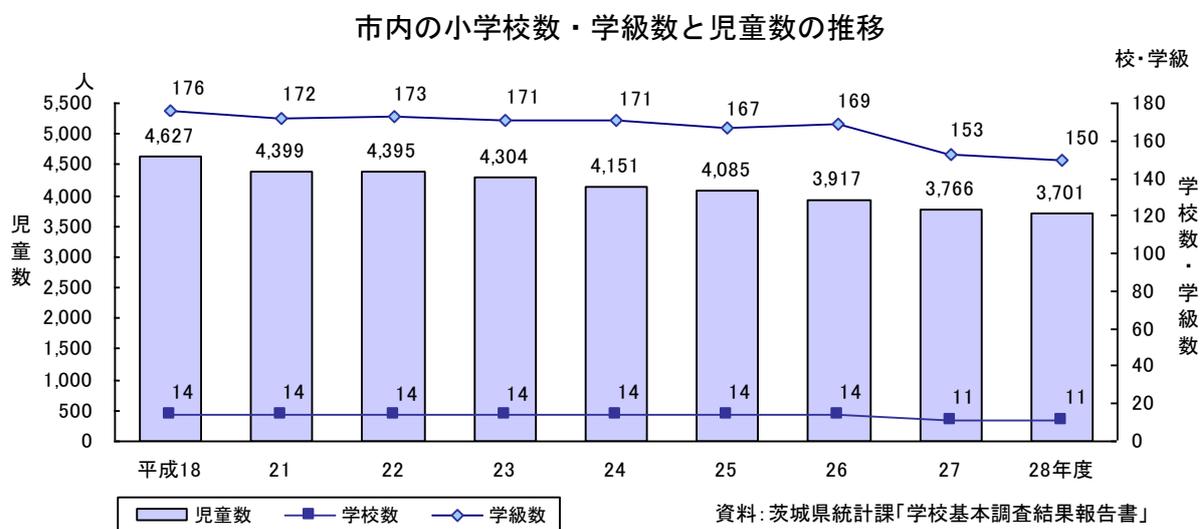
本市の幼稚園・認定こども園・保育所（園）数は、平成28年度で17園、児童数は2,139人となっています。園数の内訳は、幼稚園2園（公立1・私立1）、認定こども園8園（公立1・私立7）、保育所（園）7施設（公立3・私立4）です。公立幼稚園と公立保育所の認定こども園への移行により、平成29年度には幼稚園1園（私立1）、認定こども園9園（公立2・私立7）、保育所（園）6施設（公立2・私立4）の16園となっています。



注）幼稚園・認定こども園は、平成27年までは5月1日現在、平成27年からは4月1日現在
保育所（園）は各年4月1日現在

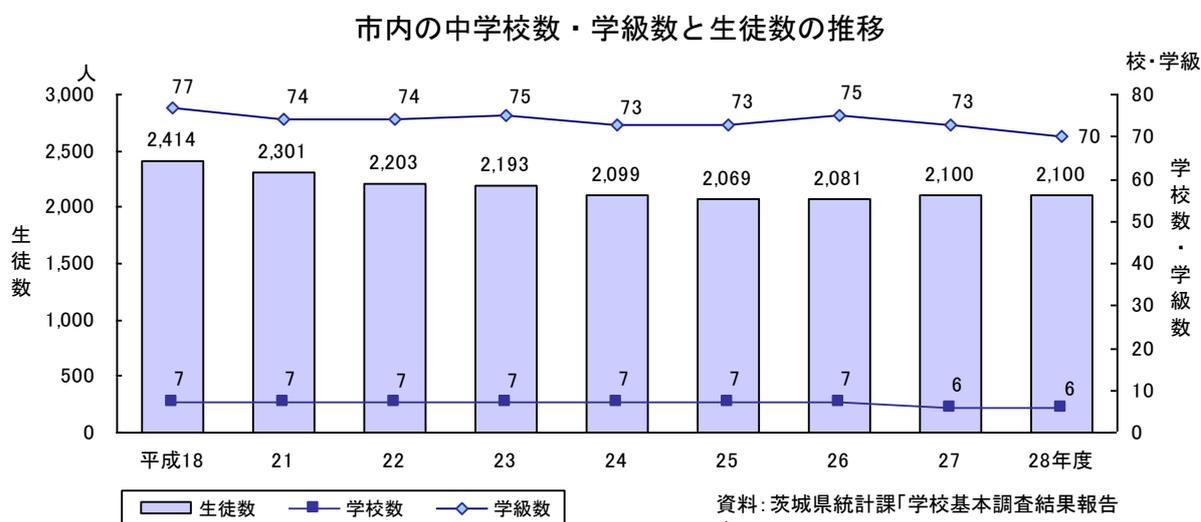
イ. 小学校

本市の小学校児童数は減少を続けており、平成 28 年度で 3,701 人となっています。それに伴い、平成 27 年度より 3 校が統合され、学校数は 11 校、学級数も 150 学級に減少しています。



ウ. 中学校

本市の中学校生徒数は、平成 25 年度まで減少傾向にありましたが、平成 26 年度以降は横ばいであり、平成 28 年度は、2,100 人となっています。平成 27 年度より 1 校が統合され、学校数は 6 校、学級数は 70 学級となっています。



③ 学力の状況

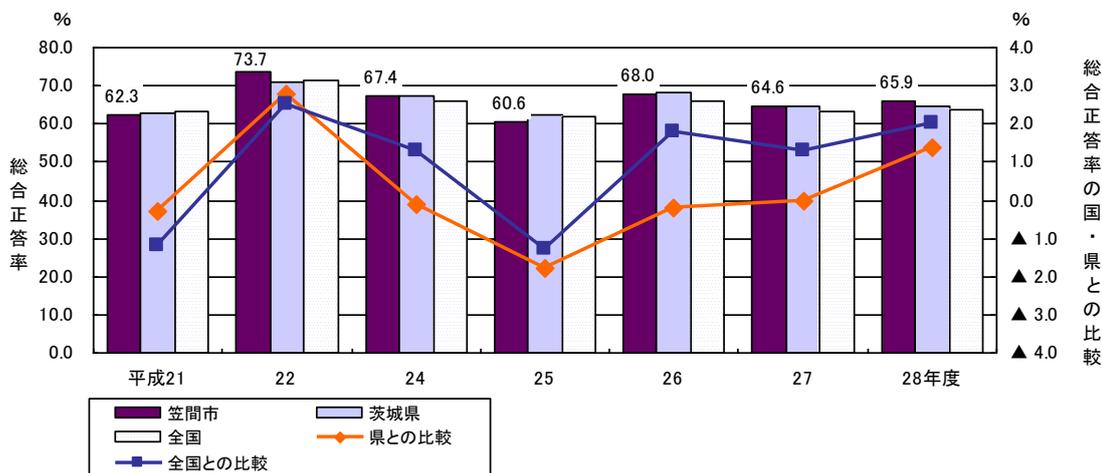
全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、その結果を児童生徒の指導や学習状況の改善に役立てるために毎年実施されている調査です。

本市の平成21年度からの総合平均正答率の推移をみると、年度によるばらつきはあるものの、小学校については全国平均を上回り、中学校については下回る状況が続いていることが分かります。

小学校 全国学力・学習状況調査総合平均正答率の推移（小学校） 単位：%

区分	平成21	22	24	25	26	27	28年度
笠間市	62.3	73.7	67.4	60.6	68.0	64.6	65.9
茨城県	62.6	70.9	67.5	62.4	68.2	64.6	64.5
全国	63.5	71.2	66.1	61.9	66.2	63.3	63.9
県との比較	▲ 0.3	2.8	▲ 0.1	▲ 1.8	▲ 0.2	0.0	1.4
全国との比較	▲ 1.2	2.5	1.3	▲ 1.3	1.8	1.3	2.0

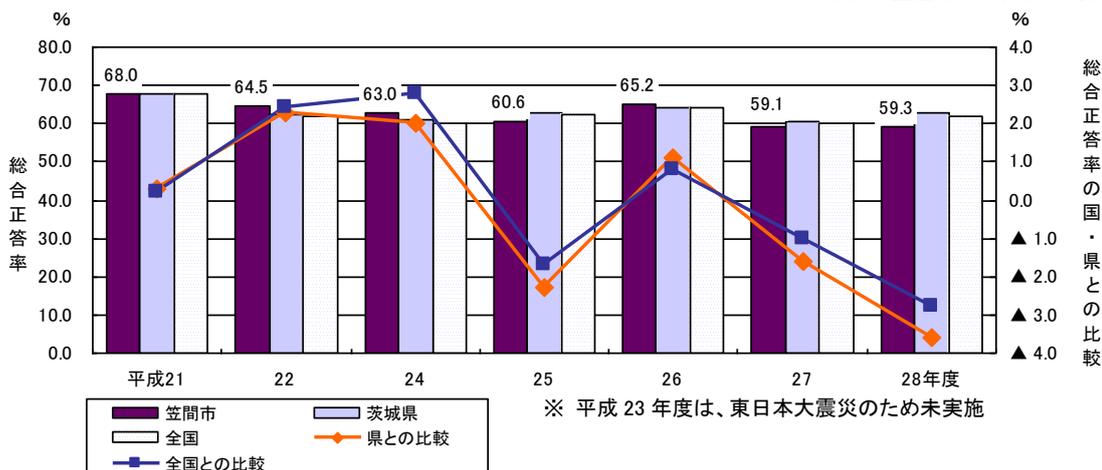
資料：全国学力・学習状況調査



中学校 全国学力・学習状況調査総合平均正答率の推移（中学校） 単位：%

区分	平成21	22	24	25	26	27	28年度
笠間市	68.0	64.5	63.0	60.6	65.2	59.1	59.3
茨城県	67.7	62.2	61.0	62.9	64.1	60.7	62.9
全国	67.8	62.1	60.2	62.3	64.4	60.1	62.1
県との比較	0.3	2.3	2.0	▲ 2.3	1.1	▲ 1.6	▲ 3.6
全国との比較	0.2	2.4	2.8	▲ 1.7	0.8	▲ 1.0	▲ 2.8

資料：全国学力・学習状況調査



④ 生活・学習の状況

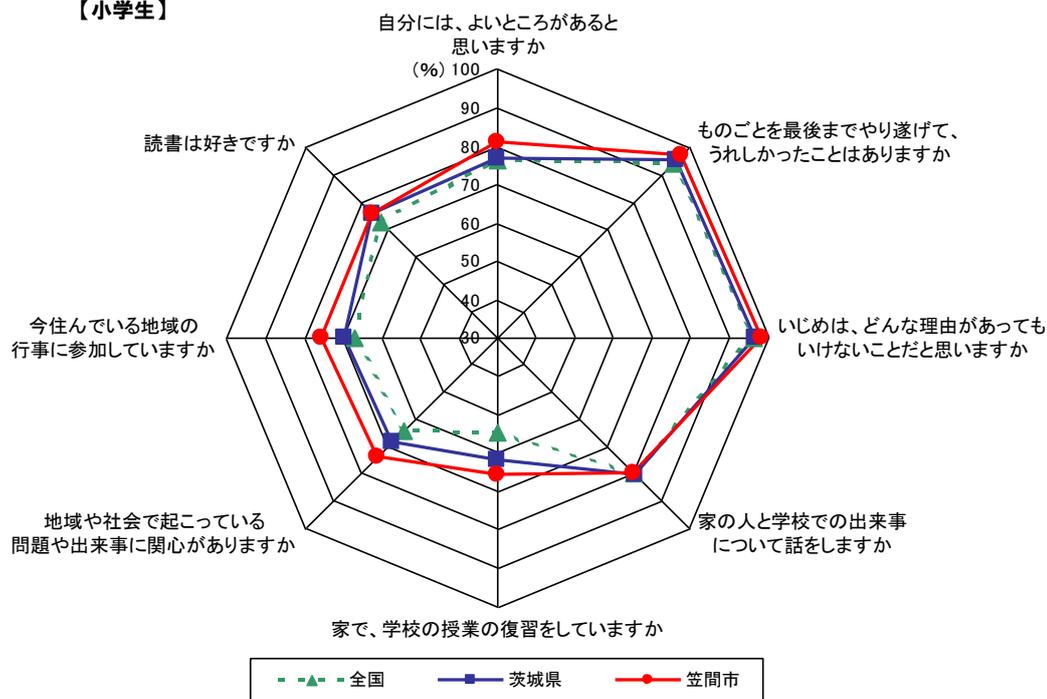
全国学力・学習状況調査の生活・学習状況の結果をみると、小学校では「今住んでいる地域の行事に参加している」「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある」「家で、学校の授業の復習をしている」で、全国・茨城県の結果を上回っています。

中学校については、いずれの項目も概ね全国・茨城県の結果と同程度となっています。

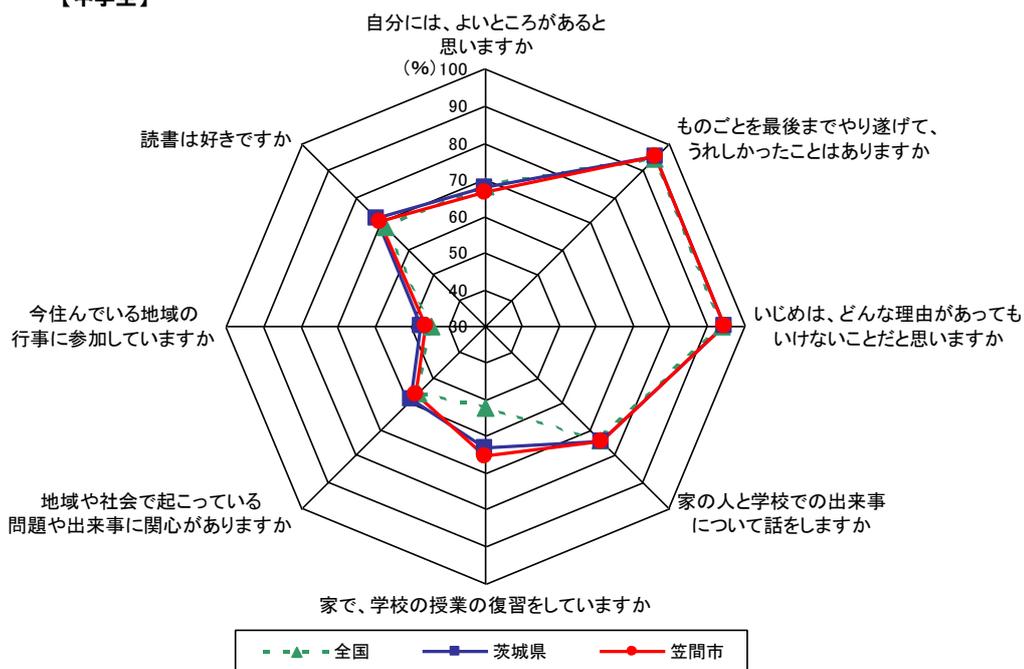
生活・学習状況にかかる質問紙調査の結果（平成27年度）

※肯定的回答の合計

【小学生】



【中学生】



資料：平成27年度 全国学力・学習状況調査

(3) 笠間市の生涯学習・スポーツ振興の現状

① 生涯学習関連施設の設置状況

公民館や図書館など生涯学習施設のほか、美術館・資料館、文化施設、農業体験施設があります。歴史資料を保存する3つの資料館のなかでも、歴史民俗資料館はそれ自体が国の登録有形文化財に登録されているなど、非常に珍しいものです。

生涯学習関連施設の設置状況

【生涯学習施設】

No.	施設名
1	笠間公民館
2	友部公民館
3	岩間公民館
4	みなみ公民館
5	大橋公民館
6	池野辺公民館
7	高田公民館
8	箱田公民館
9	寺崎公民館
10	本戸公民館
11	来栖公民館
12	南山内公民館
13	上加賀田公民館
14	稲田公民館
15	稲田公民館附属館
16	福原公民館

【生涯学習施設】

No.	施設名
17	笠間図書館
18	友部図書館
19	岩間図書館
20	岩間体験学習館「分校」
21	青少年センター
22	歴史民俗資料館
23	郷土資料館
24	ふるさと資料館

【資料館】

No.	施設名
1	筑波海軍航空隊記念館
2	石の百年館

【文化施設】

No.	施設名
1	笠間芸術の森公園
2	笠間工芸の丘
3	笠間の家

【美術館】

No.	施設名
1	茨城県陶芸美術館
2	笠間日動美術館
3	春風萬里荘
4	笠間稲荷美術館

【農業体験施設】

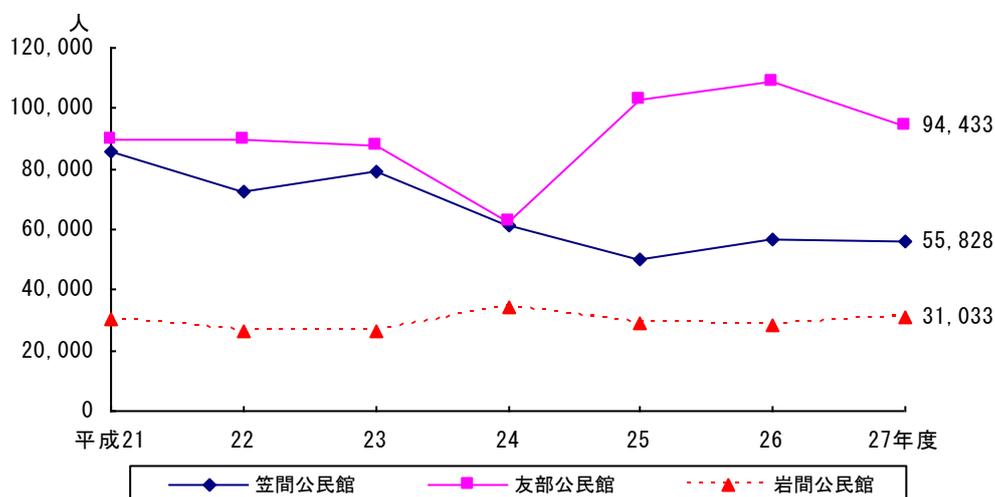
No.	施設名
1	笠間クラインガルテン
2	生き生き菜園「はなさか」

② 市立公民館の利用状況

公民館は、社会教育施設として、地域の歴史・文化・自然・健康づくりなど、さまざまな講座や講演会を開催することによって、市民同士が学びあい、教えあう相互学習などを通じて市民の教養の向上や課題の解決、健康増進を図り、つながりを作る役割を果たしています。

市内には、公民館が3館と地区公民館が13館、利用登録団体は約220団体あり、利用者は年間約18万人です。

市立公民館利用者数の推移

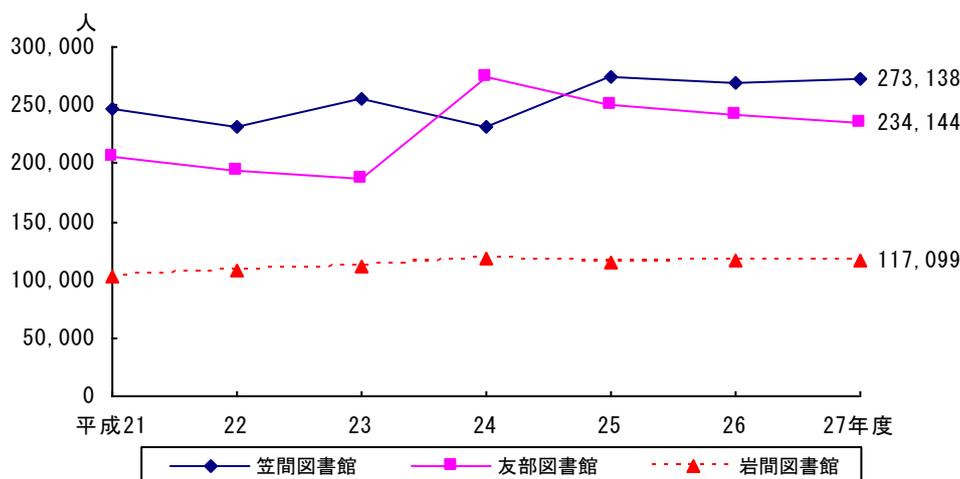


資料：笠間公民館

③ 図書館入館者数、貸出・蔵書点数

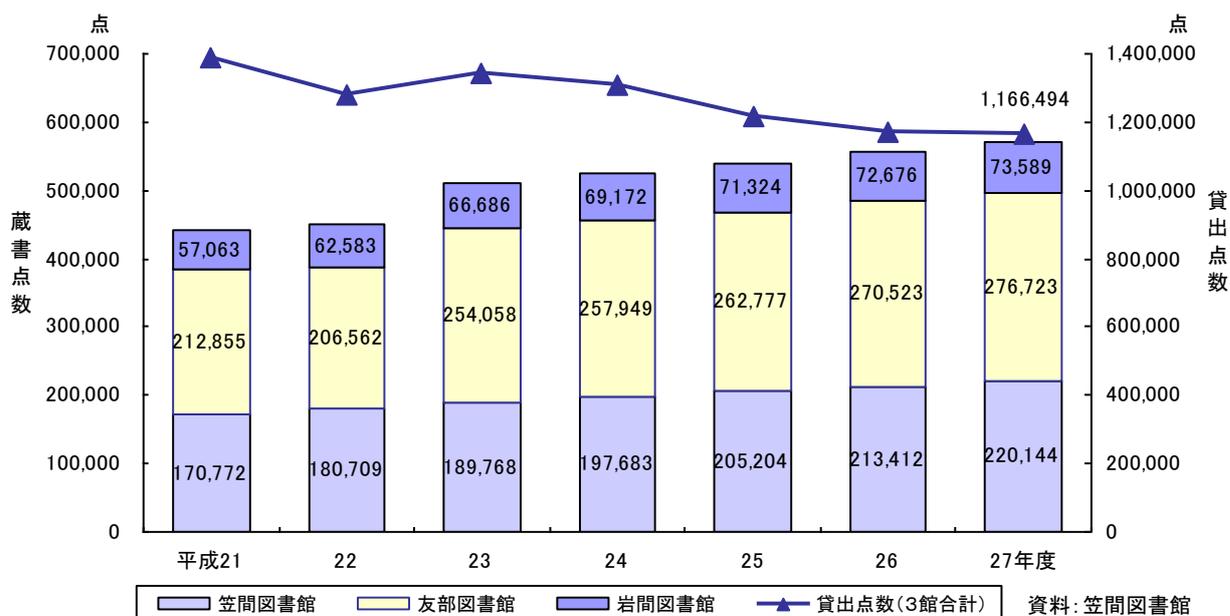
市内には、3つの図書館があり、入館者数は岩間図書館が10万人台、笠間図書館と友部図書館は20万人台となっていました。平成25年度以降は、いずれの図書館もほぼ横ばいで推移しています。一方で、全体の貸出点数は減少傾向にありますが、本市の図書館の貸出点数は、人口8万人未満の市の中で平成24年度から4年連続全国1位、蔵書点数も全国5位と、同じ人口規模の自治体と比較して高い水準にあり、「地域の知の拠点」としての役割を担っているといえます。

市立図書館入館者の推移



資料：笠間図書館

市立図書館の貸出点数と蔵書点数の推移



資料：笠間図書館

④ 指定文化財の状況

市内には、国指定文化財が8件、県指定文化財が20件、市指定文化財は119件と、合計で147件もの貴重な文化財が存在しています。

国県市指定文化財数(平成28年4月現在)

国県指定文化財数

(単位:件)

区分	国	県	市	合計
	建造物	3	2	10
絵画	-	-	13	13
彫刻	4	8	36	48
工芸品	-	3	9	12
書跡	-	3	1	4
典籍	-	-	1	1
古文書	-	-	2	2
考古資料	-	-	5	5
歴史資料	-	1	3	4

国県指定文化財数

(単位:件)

区分	国	県	市	合計
無形文化財	-	-	-	0
民俗文化財	有形民俗文化財	-	-	1
	無形民俗文化財	-	-	3
記念物	史跡	-	1	16
	天然記念物	1	2	19
合計	8	20	119	147

国登録有形文化財数 (単位:件)

区分	国
建造物	1

資料:生涯学習課

⑤ スポーツ施設の設置及び利用状況

市内には、いくつもの体育館や武道館、グラウンド、運動公園などのスポーツ施設があり、いずれの施設も年間を通して多くの市民に利用されています。笠間市民体育館と総合公園では、毎月さまざまな運動教室が開催されています。

スポーツ施設の設置及び利用状況

(単位:人)

施設名	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
笠間市民体育館		42,209	45,508	41,008
笠間武道館		15,743	15,620	14,991
総合公園市民球場		8,285	8,525	8,595
総合公園多目的広場		6,691	6,423	6,629
総合公園芝生広場		2,783	4,374	9,046
総合公園テニスコート		12,930	14,951	15,058
高田球場		2,880	4,206	4,442
南山グラウンド		4,395	6,181	5,920
柿橋グラウンド		30,160	31,404	21,804
柿橋テニスコート		8,390	8,208	18,486
北山グラウンド		15,813	15,349	11,389

施設名	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
鴻巣グラウンド		6,983	6,541	4,686
大原グラウンド		10,195	9,999	8,422
北川根ふれあい広場		27,930	18,048	16,084
橋爪弓道場		2,595	3,016	3,276
岩間海洋センター体育館		18,134	19,165	17,450
岩間海洋センタープール		2,616	3,357	3,736
岩間総合運動公園		14,285	17,555	21,965
岩間運動広場		22,881	24,337	25,755
岩間武道館		6,911	8,242	7,438
岩間工業団地テニスコート		2,308	2,135	1,800
合計		265,117	273,144	267,980

資料:スポーツ振興課

3 アンケート調査の結果

■アンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、幅広い立場からのご意見を反映するため、児童生徒及びその保護者、教職員、一般市民を対象に、平成28年7月にアンケート調査を実施しました（一般市民調査のみ同年9月）。

本調査の結果については、「笠間市教育振興基本計画策定のためのアンケート調査結果報告書」に詳細を示しており、本計画書ではその主な結果について記載します。

■調査の対象と回収結果

調査名	調査方法	対象者	回収数 (回収率)
①児童生徒調査	学校を通じた 配布・回収	市内小学5年生・中学2年生 の児童生徒 639人※ (小5 324人、中2 315人)	616 (96.4%)
②児童生徒 保護者調査		①の保護者 639人	513 (80.3%)
③教職員調査		市内小中学校全教職員 (校長・副校長・教頭・非常勤を除く) 338人	315 (93.2%)
④一般市民調査	郵送配布・ 郵送回収	市内在住 18歳以上の 男女 1,200人（無作為抽出）	307 (25.6%)

※ 原則各学校1クラス。1学年4学級以上の大規模校については2クラスを抽出。

■調査結果の見方

○図表中の「n=」とは、回答者数を表します。

○クロス集計の「n=（回答者数）」は、属性（性別、年齢、学年等）無回答者を含まないため、全体の回答者数と合計値が合わないことがあります。

○選択肢の語句が長い場合、本文中や表・グラフでは省略した表現を用いることがあります。

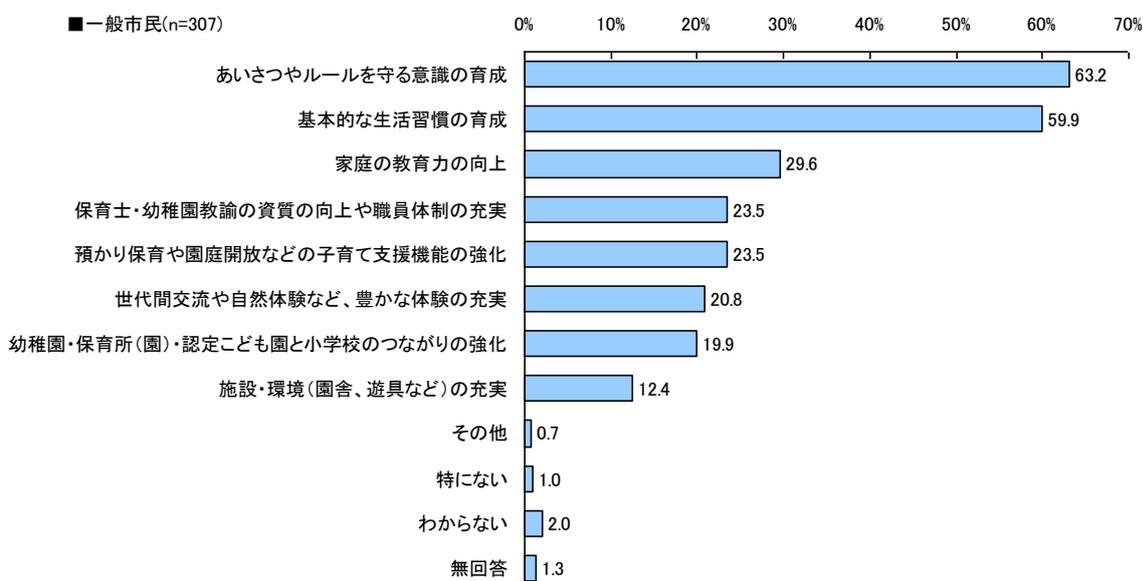
○調査結果の比率は、その設問の回答者を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。そのため、各選択肢の回答の合計が100%にならない場合があります。

○複数回答形式の場合、回答比率の合計は通常100%を超えます。

(1) 就学前教育について

笠間市の就学前教育の充実のために必要だと思う取組については、「あいさつやルールを守る意識の育成」「基本的な生活習慣の育成」がともに6割程度と多くなっています。

就学前教育の充実のために必要な取組（一般市民）【複数回答】



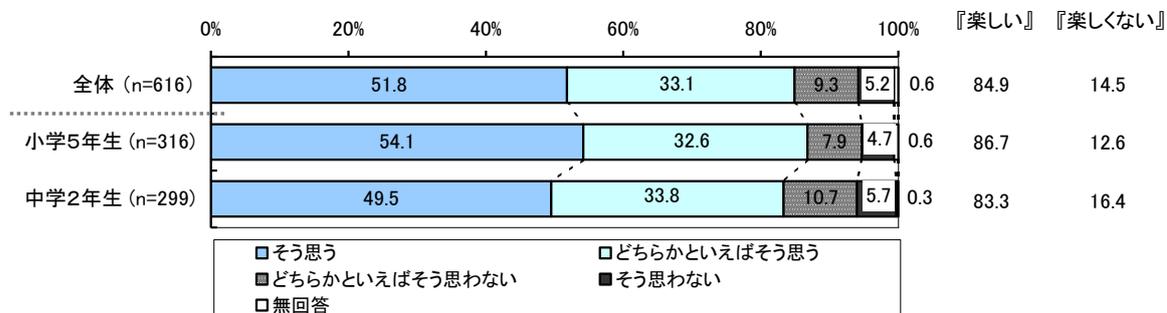
(2) 学校教育について

① 学校に行くのが楽しいか

全体の8割以上の児童生徒が学校に行くのが『楽しい』（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の合計）と回答しています。

一方で、小学生に比べ中学生では『楽しい』との回答がやや少なくなっています。

学校に行くのが楽しいか（児童生徒）

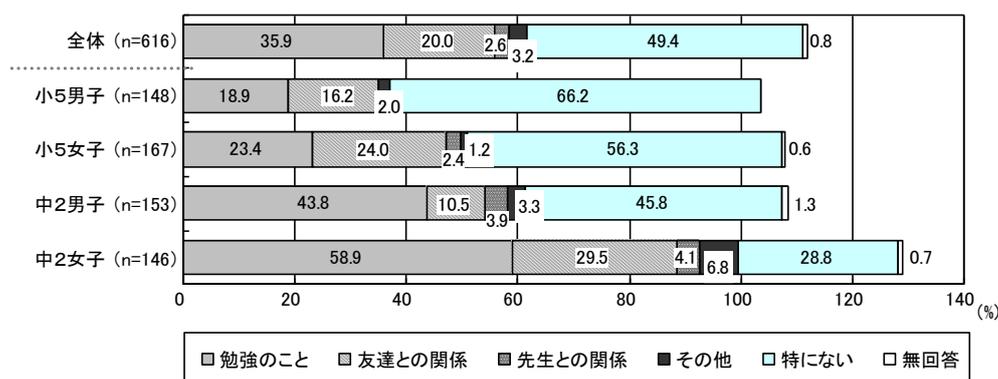


② 学校で困っていることや不安に思うこと

男女ともに小学5年生では「特にない」との回答が多いのに対し、中学2年生では「勉強のこと」が多くあげられています。

また、女子では小学5年生・中学2年生ともに「友だちとの関係」との回答が男子に比べ多くなっています。

学校で困っていることや不安に思うこと（児童生徒）【複数回答】



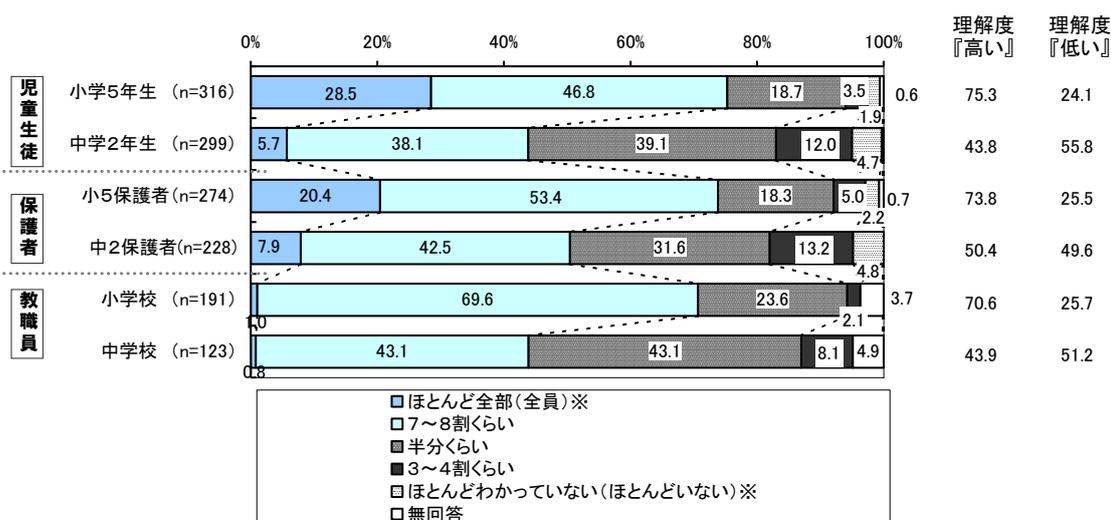
③ 学校の授業の理解度

小学5年生では理解度が『高い』（「ほとんど全部」＋「7～8割くらい」の合計）割合が7割を超えています。

一方で、中学2年生では理解度が『低い』（「半分くらい」＋「3～4割くらい」＋「ほとんどわかっていない」の合計）割合が『高い』割合を上回ります。

保護者、教職員から見た児童生徒の授業の理解度についても同様の結果となっています。

学校の授業の理解度（児童生徒・保護者・教職員）



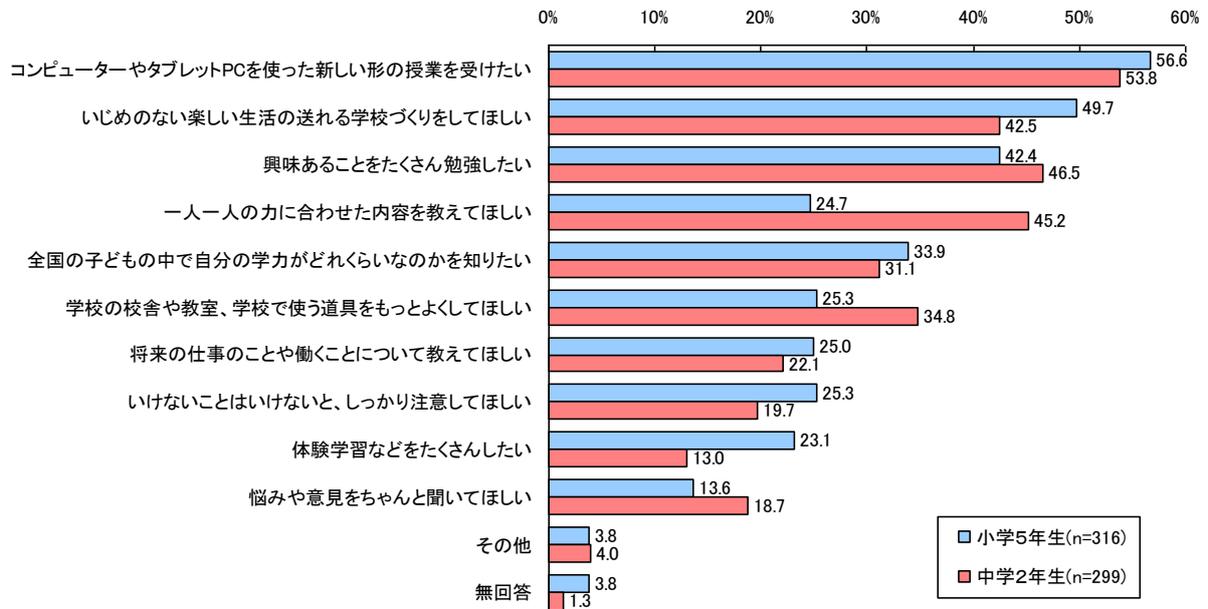
※ 教職員は、「授業の内容を概ね理解している児童生徒の割合」

④ 児童生徒が先生や学校に望むこと

小学5年生、中学2年生ともに「コンピューターやタブレットPCを使った新しい形の授業を受けたい」との回答が最も多くあげられています。

また、中学2年生で「一人一人の力に合わせた内容を教えてほしい」「学校の校舎や教室、学校で使う道具をもっとよくしてほしい」との回答が特に多くなっています。

先生や学校に望むこと（児童生徒）【複数回答】

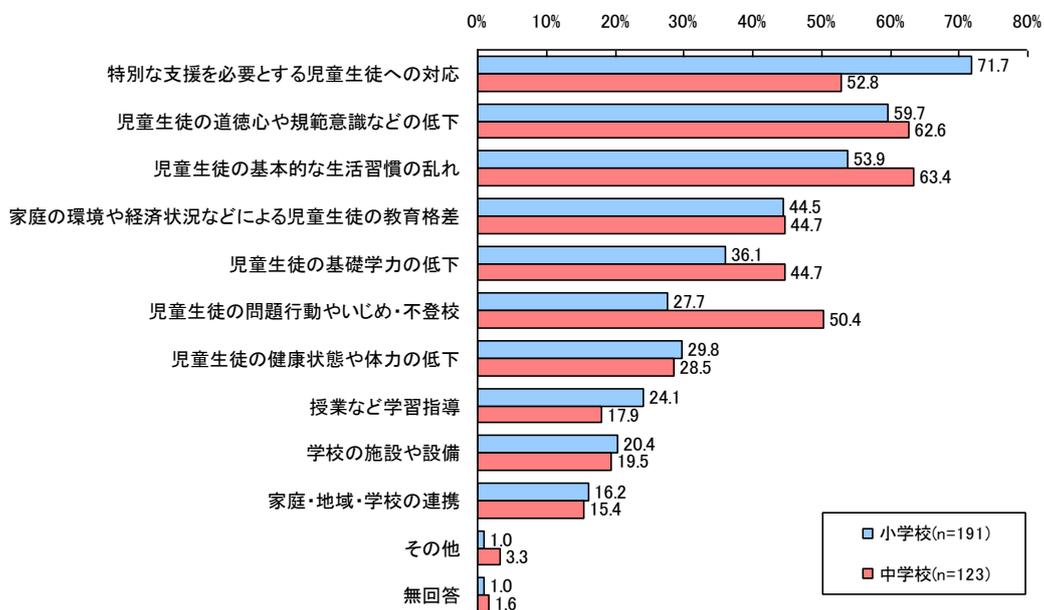


⑤ 教職員が職務の中で感じる課題

小学校では、「特別な支援を必要とする児童生徒への対応」が7割を超えるなど、中学校の回答を大きく上回ります。

反対に、中学校が小学校を上回る項目は、「児童生徒の問題行動やいじめ・不登校」「児童生徒の基本的な生活習慣の乱れ」「児童生徒の基礎学力の低下」などとなっています。

職務の中で感じる課題（教職員）【複数回答】



(3) 家庭・地域における教育について

① 学校教育と家庭・地域での教育の役割

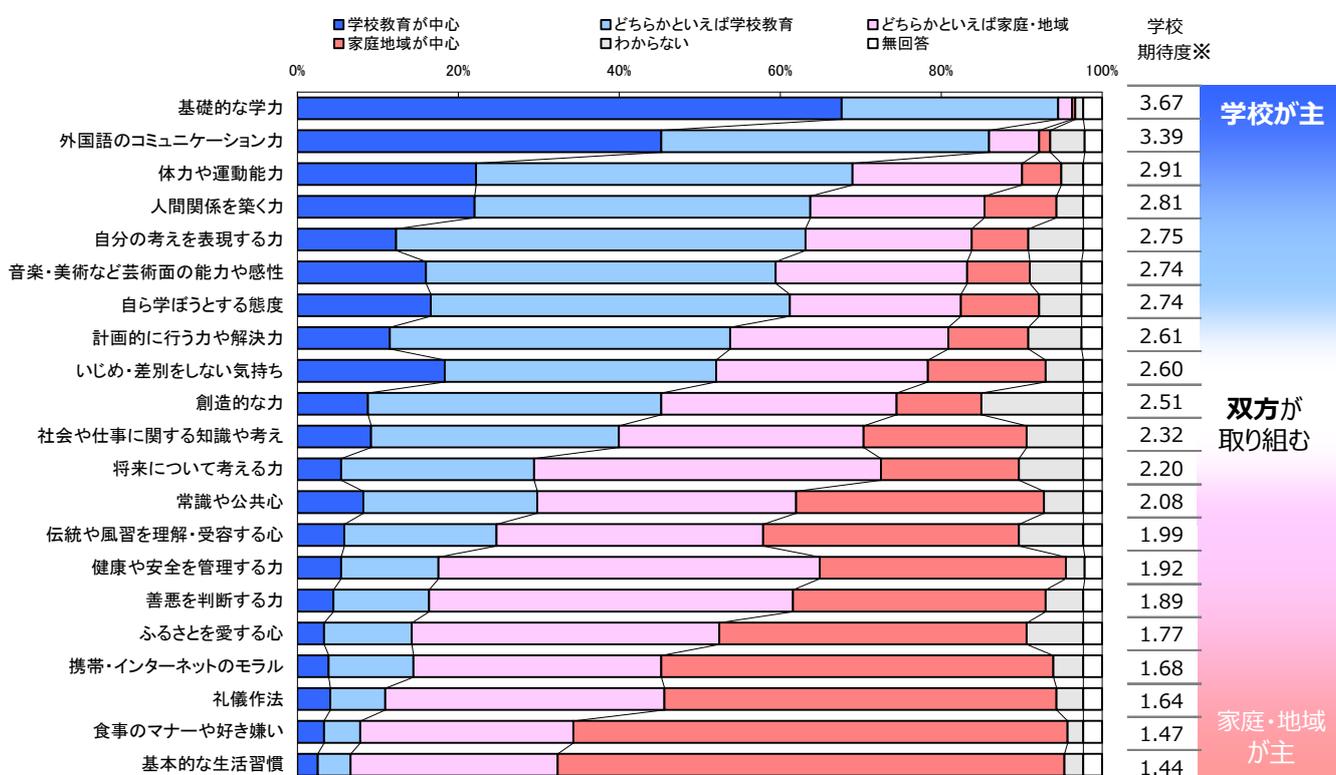
子どもに身につけさせたい力の取組主体の回答結果を得点化し、学校教育が中心とされる度合いを「学校期待度」として算出しました。「学校期待度」が4に近いほど学校教育が中心になって取り組むべきとされた項目、学校教育の点数が1に近いほど家庭・地域が中心に取り組むべきとされた項目であることを示しています（中央値である2.34の前後は、学校教育と家庭・地域双方で取り組むべき項目）。

「基礎的な学力」「外国語のコミュニケーション力」や「体力や運動能力」など学習・運動に関することや、「人間関係を築く力」や「自分の考えを表現する力」など集団生活の中で磨かれる能力については、学校教育への期待が大きくなっています。

一方で、「基本的な生活習慣」「食事のマナー」や「礼儀作法」「携帯・インターネットのモラル」など、生きるうえでの基本的な事項については、家庭・地域で取り組むべきとされています。

双方で取り組むべきとされた項目は、「社会や仕事に関する知識や考え」「将来について考える力」「創造的な力」など、将来の仕事や社会的自立に向けて必要な能力に関わるものが多くなっています。

学校教育と家庭・地域での教育における役割（保護者）

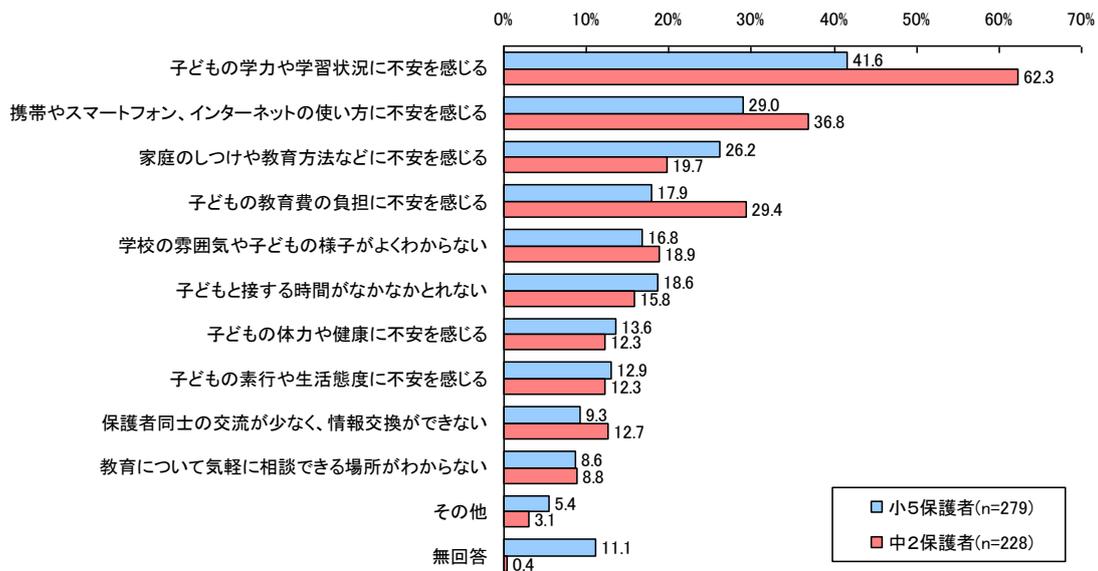


※学校期待度：「わからない」「無回答」を除いた回答を「学校が中心」= 4点～「家庭・地域が中心」= 1点として得点化し、平均を算出。その数値が高いほど、学校教育が中心となって子どもたちに身に付けさせることが期待されていることを示している。

② 家庭教育で困っていること

小学5年生の保護者、中学2年生の保護者ともに、「子どもの学力や学習状況に不安を感じる」を最も多くあげており、中学2年生では6割と特に多くなっています。その他、中学2年生では「携帯やスマートフォン、インターネットの使い方不安を感じる」「子どもの教育費の負担に不安を感じる」との回答が小学5年生を大きく上回っています。

家庭教育で困っていること（保護者）【複数回答】

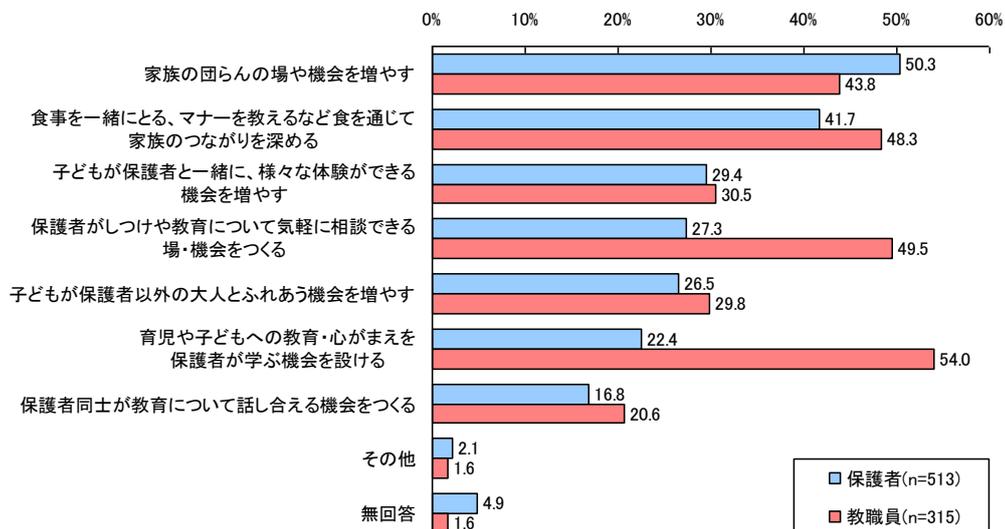


③ 家庭の教育力を高めるために必要な取組

保護者では「家族の団らんの場や機会を増やす」「食事を一緒にとる、マナーを教えるなど食を通じて家族のつながりを深める」などが多く挙げられています。

一方、教職員では、「育児や子どもへの教育・心がまえを保護者が学ぶ機会を設ける」や「保護者がしつけや教育について気軽に相談できる場・機会をつくる」など、家庭教育について学ぶ場や相談機会に関する項目が多く挙げられています。

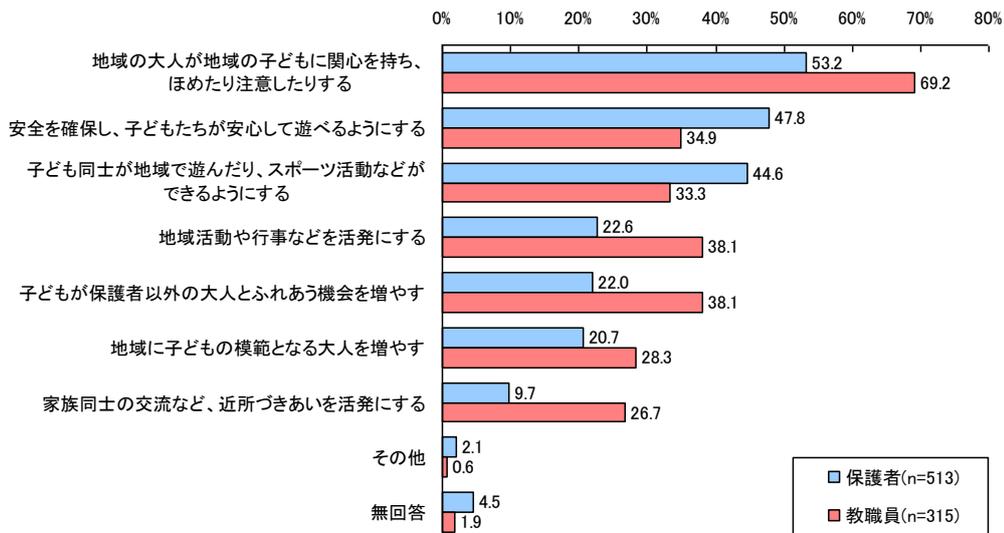
家庭の教育力を高めるために必要な取組（保護者・教職員）【複数回答】



④ 地域の教育力を高めるために必要な取組

保護者、教職員ともに「地域の大人が地域の子どもに関心を持ち、ほめたり注意したりする」が最も多く挙げられています。次いで、保護者では、「安全を確保し、子どもたちが安心して遊べるようにする」「子ども同士が地域で遊んだり、スポーツ活動などができるようにする」との回答が多く挙げられていますが、教職員では、「地域の活動や行事などを活発にする」「子どもが保護者以外の大人とのふれあう機会を増やす」などが多くなっています。

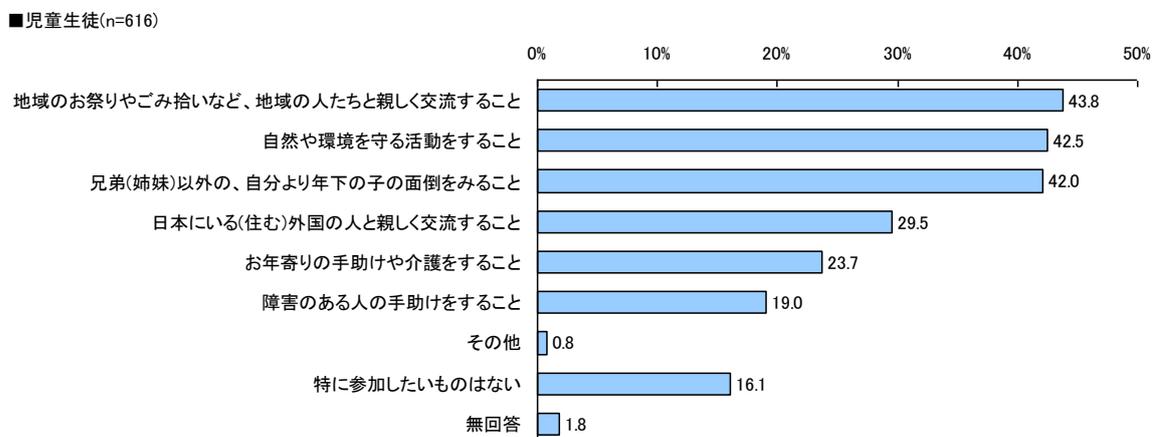
地域の教育力を高めるために必要な取組（保護者・教職員）【複数回答】



⑤ やってみたい活動

「地域の人との交流」、「自然や環境を守る活動」や「自分より年下の子どもへの面倒をみること」の3項目が特に多く挙げられており、地域や人、身近にある自然とのふれあい・関わりを望んでいることが分かります。

やってみたい活動（児童生徒）【複数回答】

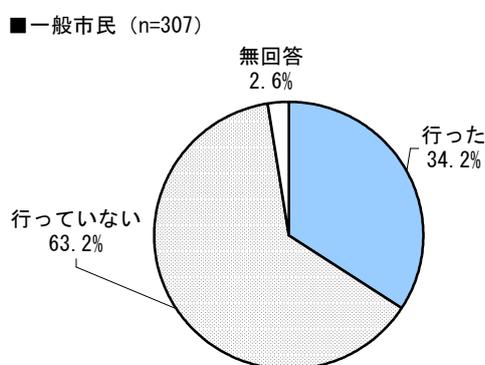


(4) 生涯学習・文化活動・スポーツ振興について

① この1年間の生涯学習活動の実施状況

この1年間に生涯学習活動を「行った」人は3割台となっています。

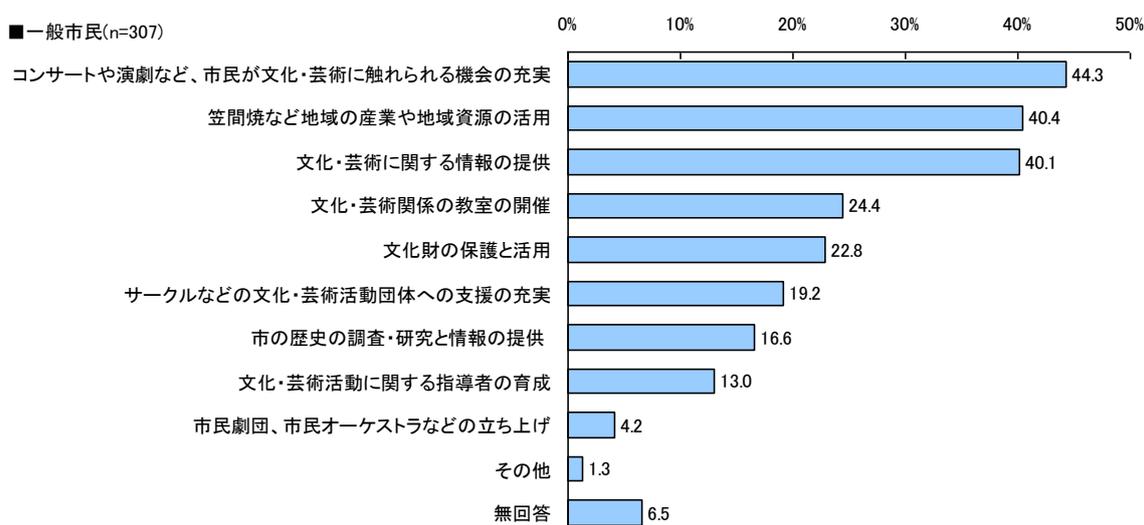
この1年の生涯学習活動の実施状況（一般市民）【複数回答】



② 笠間市の文化・芸術活動を充実させるために必要な取組

「コンサートや演劇など、市民が文化・芸術に触れられる機会の充実」「笠間焼など地域の産業や地域資源の活用」「文化・芸術に関する情報の提供」がともに4割台と多くなっています。

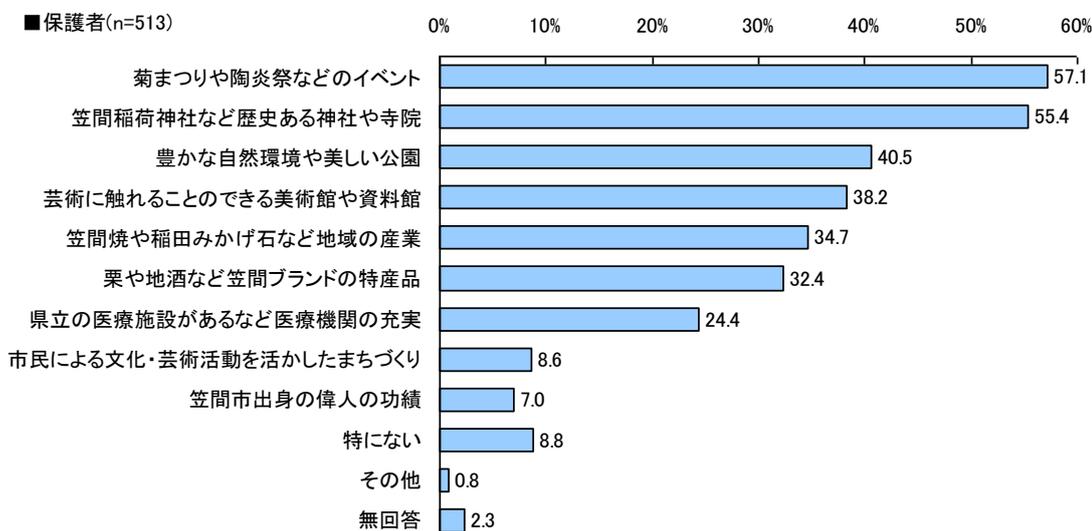
笠間市の文化・芸術活動を充実させるために必要な取組（一般市民）【複数回答】



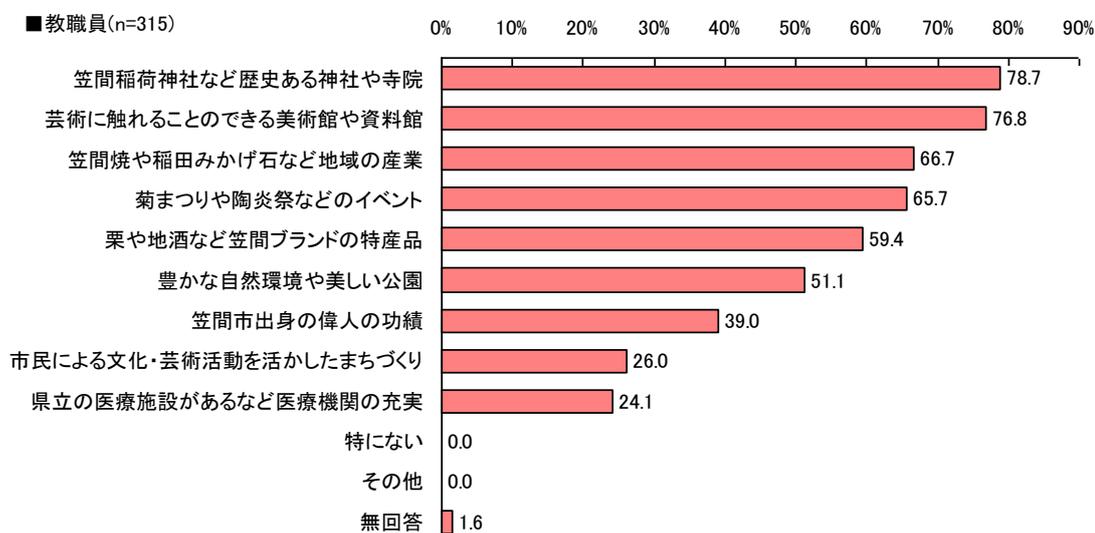
③ 笠間市の特長や誇り、“笠間らしい”教育に活用できる地域資源

保護者、教職員ともに「イベント」「神社や寺院」「豊かな自然環境や美しい公園」「美術館や資料館」「地域の産業」「特産品」などが多くあげられ、地域資源が豊富に存在することを表しています。

笠間市の特長や誇り（保護者）【複数回答】



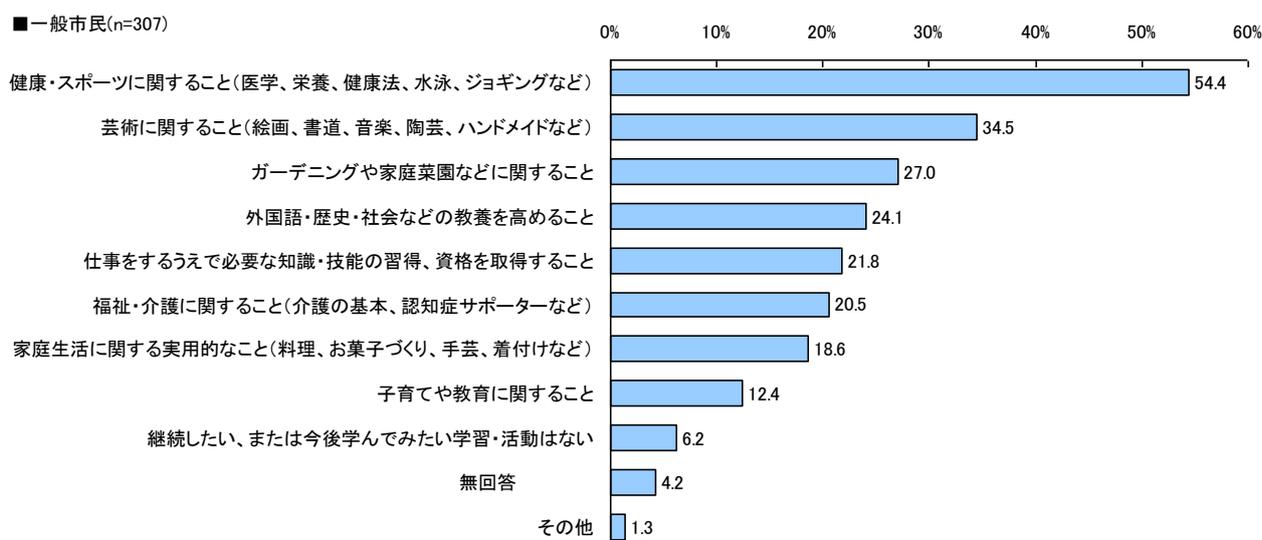
笠間らしい教育に活用できる地域資源（教職員）【複数回答】



④ 今後学んでみたい・活動したい（継続したい）と思う内容

「健康・スポーツに関すること」が5割を超え、他を大きく上回っています。次いで、「芸術に関すること」が3割台、「ガーデニングや家庭菜園」「外国語・歴史・社会などの教養」「仕事をするうえで必要な知識・技能の習得、資格を取得」「福祉・介護に関すること」が2割台で続いています。

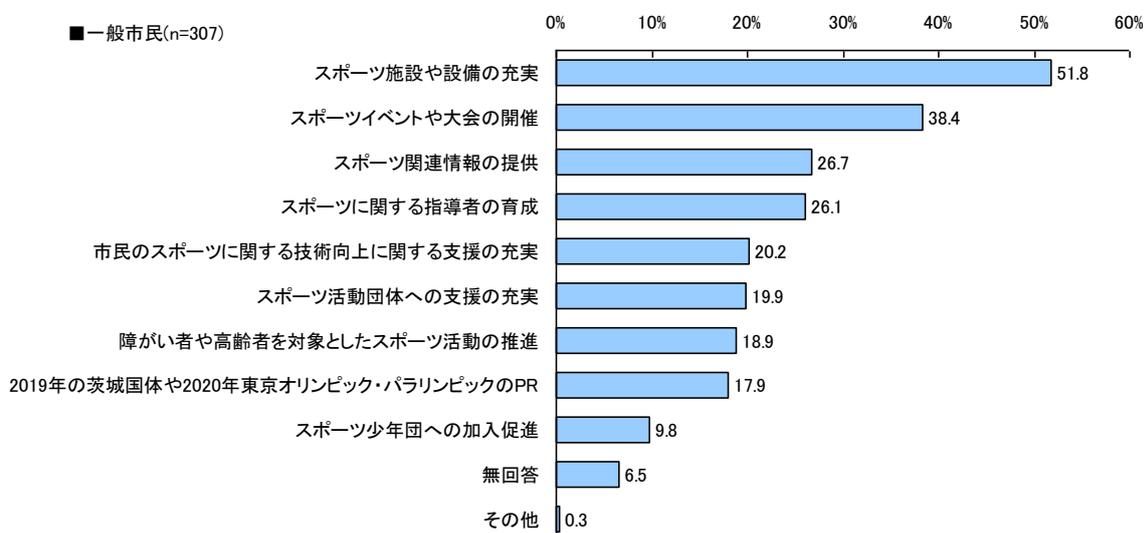
今後学んでみたい・活動したい（継続したい）と思う内容（一般市民）【複数回答】



⑤ 笠間市のスポーツ活動を充実させるために必要な取組

「スポーツ施設や設備の充実」が5割を超え、他を上回っています。次いで、「スポーツイベントや大会の開催」が4割弱、「情報の提供」「指導者の育成」がともに2割台となっています。

笠間市のスポーツ活動を充実させるために必要な取組（一般市民）【複数回答】



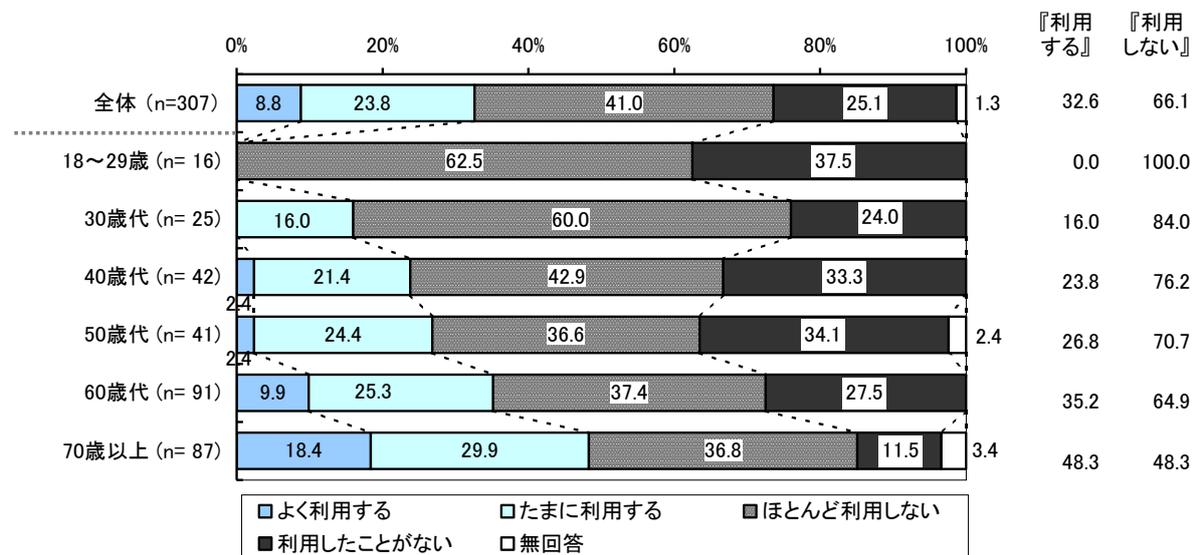
(5) 公民館・図書館について

① 公民館の利用頻度

公民館を『利用する』（「よく利用する」＋「たまに利用する」の合計）割合は全体で3割程度となっています。

年齢別でみると、年齢が高いほど『利用する』割合が多い傾向にあります。

公民館の利用頻度（一般市民）

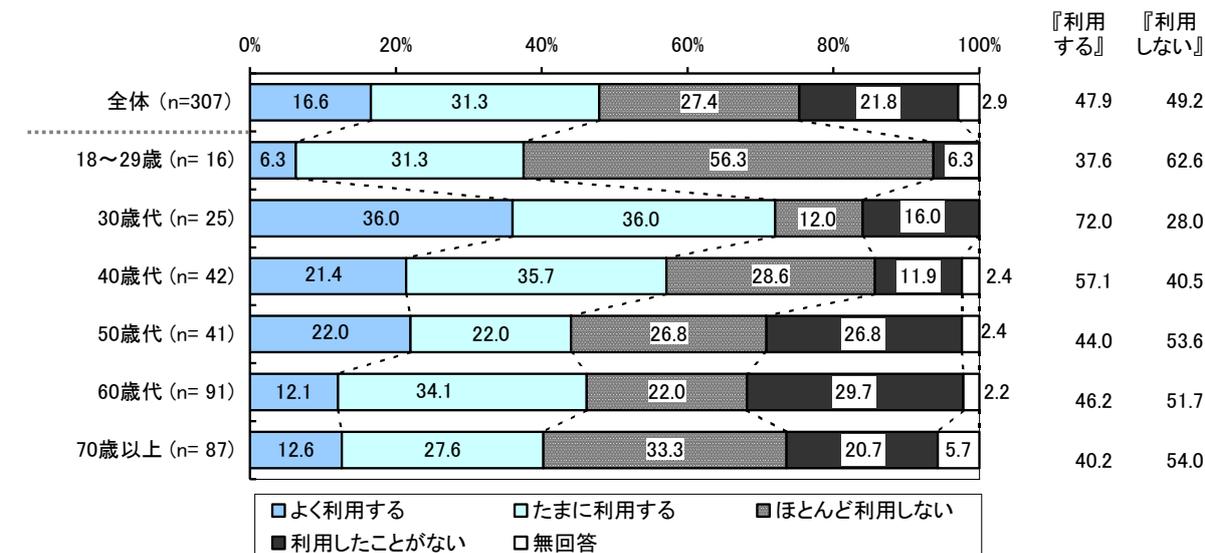


② 図書館の利用頻度

図書館を『利用する』（「よく利用する」＋「たまに利用する」の合計）割合は全体で5割程度となっています。

年齢別でみると、30～40歳代の子育て世代で『利用する』割合が多くなっています。

図書館の利用頻度（一般市民）



【アンケート調査結果のまとめ】

◆幼児教育◆

- ・あいさつや規範意識、基本的な生活習慣など、家庭教育での取組を含め、生きていくうえでしっかりとした基礎づくりが求められている。

◆学校教育◆

- ・児童生徒の8割は学校に行くことが楽しいと回答しているが、中学生では勉強のことで悩む生徒が多く、保護者も学力や学習状況に不安を持っている。授業の理解度もやや低い傾向。それと呼応するように、中学生では、一人一人の力に合わせた学習指導に対する要望が大きい。
- ・教職員が職務のなかで感じる課題として、小学校では、特別な支援を必要とする児童への対応、中学校では、いじめ・不登校、基本的な生活習慣の乱れ、基礎学力の低下などがあげられる。
- ・小学生・中学生ともに、タブレット端末等の ICT^(注1) 機器を使用するなど、時代に対応した授業への要望を持っている。
- ・基礎的な学力や外国語、体力・運動などの習得については学校教育への期待が大きい。
- ・基本的な生活習慣や食事のマナー・言葉づかいなど礼儀作法、携帯電話・インターネットのモラルなどは家庭や地域の教育への期待が大きい。一方で、子どもの携帯電話・スマートフォン等の使い方については保護者の不安が大きくなっている。

◆家庭・地域における教育◆

- ・将来について考える力や社会的な自立に関する能力は、学校と家庭・地域双方が取り組むべき項目とされている。
- ・家庭の教育力を高めるために、保護者では団らんや家族のつながり、教職員では家庭教育学級や相談機会を重視している。
- ・地域の教育力を高めるために、地域の大人が地域の子どもに関心を持つことが多く挙げられている。児童生徒においても、今後やってみたい活動として、地域の人との交流や年下の子の面倒をみることなどをあげている。

◆生涯学習・スポーツ振興等◆

- ・この1年間に生涯学習活動を行った人は3割台であるが、今後学んでみたい・継続したい活動の内容からは、健康・スポーツへの関心の高まりがうかがえる。
- ・公民館を利用する人は約3割で、高齢者層の利用が多い。一方、図書館を利用する人は約5割で、30～40歳代の子育て世代の利用が多くなっている。
- ・市の文化・芸術活動を充実させるための取組として、イベントや自然、文化、芸術施設の活用が上位にあげられるなど、数々の地域資源を笠間らしい教育に活かすことが求められている。

(注1) ICT: Information and Communication Technology の略で、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。「情報通信技術」と訳される。

第3章 基本的な考え方

1 教育目標

本市では、次の3つの教育目標を平成19年3月に制定しました。本計画においても引き続き教育目標として掲げ、笠間らしい教育を推進します。

知性を高め ひとりひとりのもちまえを伸ばす

グローバル化や少子高齢化の進展など、急速に変化を遂げる現代社会においては、さまざまな問題が高度化・複雑化しています。このような時代において、知性を高めることは、自ら考え、判断し、行動するうえで欠かせないこととなっており、子どもから大人まで自分で問題を解決する資質や能力を身に付けていくことが求められています。

また、「もちまえ」とは、その人がもって生まれた良さや可能性を表します。すべての子どもたちが「もちまえ」を伸ばし広げていくことができるよう、一人一人の特性に応じた配慮や支援を充実していくことが必要です。

一方で、生涯にわたって学び、自らの持つ知識や経験を社会に役立てることは、人生を豊かにするだけでなく、心身ともに健康を保つための、生きがいづくりにつながります。

知性を高め、もちまえを伸ばし、誰もが力を発揮することのできる教育を目指します。

自然や文化を大切にし 郷土を愛する心をつちかう

笠間市は、八溝山地の鶏足山塊と筑波山塊の山々に囲まれ、豊かな自然資源に恵まれています。日本三大稲荷の一つに数えられる笠間稲荷神社の門前町、笠間城や穴戸城の城下町として古くから発展してきたことから、歴史を感じる史跡や祭事、郷土芸能が今でも多く伝承されています。また、数多く発見されている古墳に関する展示や出土した土器・石器が、瀟洒しょうしやうな洋風建築の歴史民俗資料館に収蔵されています。笠間焼の生産地としても知られ、茨城県陶芸美術館や笠間日動美術館などの美術施設や窯元が多く立地するなど、県内屈指の芸術スポットとして親しまれているほか、合気道の開祖が移り住み厳しい修行を重ね、合気道を完成させた地として、合気神社（合気道場）が創建された、合気道の聖地としても知られています。

生まれ育った郷土を知ることは、社会を生き抜くうえで重要な確固たる自分自身を持つことにもつながります。

笠間の自然や歴史にはぐくまれた文化を大切にし、未来に受け継いでいくため、自らの郷土の自然や文化に目を向け、それらを守り育て、地域を支える心をつちかう教育を目指します。

豊かな感性をはぐくみ 健やかな身体を養う

児童生徒によるいじめや暴力行為などの問題行動が大きな社会問題となっていますが、近年ではスマートフォンやパソコンの普及によるインターネットを介したいじめも増加しています。

本市においてもいじめや不登校に対する取組を強化していますが、背景には家庭や地域の教育力の低下、子どもたちの社会性や規範意識の低下が指摘されています。

このような状況において、自分の行動をコントロールし、正しい方向へと向かう自律心を養い、社会の一員としての責任感や規範意識を持つことが今強く求められています。

先行きが不透明な現代社会においては、自ら生きる道を切り拓く力強さと、人と協調し、よりよい社会を築こうとする支え合いの心が重要となります。

他人を思いやる心や感動する心などの豊かな感性（人間性）をはぐくみ、心身ともに健康で力強く人生を送ることのできる子どもを育てる教育を目指します。

2 教育の基本方向

3つの教育目標の実現に向け、「3つの人づくり」を施策の基本方向とし、それぞれに沿ったさまざまな事業・施策を推進します。

1 「役に立つ」人づくり

笠間市の未来を担う子どもたち一人一人が輝き、将来社会の一員としてたくましく生きていくためには、幼少期から知性を高め、もちまえを伸ばし、人のために、社会のために役に立つ人になることが大切です。そのための学校教育、学び続けるための生涯学習の充実を図ります。

2 「郷土を愛する」人づくり

地方創生を実現するのは郷土を愛する人々の力であり、我がふるさと笠間の豊かな自然、歴史、文化、先人、産業などを学ぶことが未来を拓いていきます。子どもたちが地域に根付き、地域を担う大人へと成長するためには、笠間市が大好きである、大好きな笠間市のために貢献したい、という志を高めることが必要です。そのために、生涯を通じた郷土教育、市民教育や文化活動を推進します。

3 「心身ともに健康な」人づくり

笠間市は「健康都市かさま」を宣言しています。その宣言に基づき、市民が心身ともに健康になれるよう取り組んでいきます。そのために、道徳教育、健康教育を充実します。

また、「いつでも、どこでも、だれとでも」子どもから高齢者まで、生涯にわたってスポーツに親しみ、体力を増強できるように、スポーツの推進を図ります。

3 施策の体系

笠間市教育振興基本計画			
教育目標	施策の基本方向	施策の方針	主な取組
<p>知性を高め ひとりひとりの もちまえを伸ばす</p>	<p>役に立つ人づくり</p>	<p>1 就学前教育の推進 (1) 就学前の教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児期から小学校への円滑な移行 ● 豊かな心を育む活動の実践 ● 特別な支援を必要とする幼児への早期対応 ● 保護者と地域との連携 等
		<p>2 学校教育の充実 (1) 豊かな心の育成 (2) 確かな学力の育成 (3) 健やかな体の育成 (4) 特別支援教育の充実 (5) 時代の要請に応える教育の推進 (6) キャリア教育の推進 (7) 学校教育の環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● いじめ・不登校等への対応の充実 ● 命を大切にする教育の推進 ● 基礎・基本の定着の促進 ● 小中高を通じた英語教育の充実 ● 体力の向上に向けた学校体育の充実 ● 地産地消と食育の推進 ● 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の推進 ● 一貫した教育相談・支援体制の整備 ● インターネット上のマナーや家庭のルールづくりの推進 ● ICT 機器を活用した情報教育の充実 ● キャリア発達を促す体験活動の充実 ● 安心して学べる環境の整備 ● 小中連携、一貫教育の推進 等
<p>自然や文化を大切に 郷土を愛する 心をつちかう</p>	<p>郷土を愛する人づくり</p>	<p>3 家庭・地域・学校の連携強化 (1) 地域で取り組む教育活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域による学校支援体制の整備 ● 地域活動への子どもの参加促進 ● 安全・安心な地域環境の確保
		<p>4 生涯学習・文化活動の推進 (1) 生涯学習の充実 (2) 家庭の教育力の向上 (3) 青少年の健全育成 (4) 文化芸術に親しむ機会の充実 (5) 文化財の保護と活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習環境の整備 ● 地域との連携とコミュニティの活性化 ● 家庭教育の支援 ● 青少年健全育成推進体制の確立 ● 鑑賞機会の充実 ● 発表機会の充実 ● 文化財の適切な保護と活用
<p>豊かな感性をはぐくみ 健やかな身体を養う</p>	<p>心身ともに健康な人づくり</p>	<p>5 スポーツの振興 (1) 生涯スポーツの振興 (2) 茨城国体、東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組 (3) スポーツ施設の整備充実 (4) スポーツ関係団体の連携強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツに親しめる機会の提供 ● スポーツ指導者の養成と確保 ● 笠間市の特色を活かしたスポーツの推進 ● 茨城国体・東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの振興 ● スポーツ施設の整備充実と利用拡大 ● スポーツ関連団体の育成・連携強化
		<p>6 図書館活動の推進 (1) 図書館資料の充実 (2) 図書館利用者サービスの充実 (3) 学校図書館との連携 (4) 子ども読書活動推進計画の取組 (5) 図書館の多機能的な役割の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 収集・整理・保存による図書館資料の整備と充実 ● 情報・学習機会の提供 ● ICT を活用した情報発信サービスの充実 ● 学校図書館に対する支援・連携 ● 関係機関等と連携した子どもの読書活動の推進 ● 図書館の交流拠点としての役割の構築

第4章 基本計画

施策の方針1 就学前教育の推進

(1) 就学前教育の充実

■ 現況と課題 ■

- 平成27年度より、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上などを進める「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。このことにより、公立のすべての幼稚園が「認定こども園」へと移行しています。
- 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であることから、幼児一人一人の発達・成長に合わせたきめ細かい指導・教育が重要となります。
- 発達障害を含め、障がいのある子どもに対する早期の相談支援や療育などの体制整備、幼児期における特別支援教育の充実と子どもの成長に合わせた一貫した指導・支援が重要となります。
- 少子化や核家族化など幼児を取り巻く環境の変化、家庭・地域の教育力の低下が指摘されていることから、家庭・地域と認定こども園、保育所（園）、幼稚園、小学校の連携の推進による総合的な幼児教育の提供が求められています。

今後の方向性

- 発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な移行を図るため、認定こども園、保育所（園）、幼稚園、小学校の連携の推進を図ります。
- 幼児教育、保育の需要などを把握し、認定こども園と保育所（園）、幼稚園の運営体制等の違いに対する理解を深めながら、児童一人一人の状況に応じた最適な幼児教育の提供体制の構築を図ります。
- 特別な支援が必要な幼児の早期の発見、特別支援学校をはじめ関係機関との連携強化、臨床心理士などの専門知識を有する職員の配置等、支援体制の整備を推進します。
- 地域の人材や行事の活用、高齢者等との体験・交流事業を通して、幼児の豊かな心の育成を図ります。

主な取組

① 幼児期から小学校への円滑な移行

発達や学びの連続性を確保するため、小学校教職員と幼稚園、認定こども園・保育所（園）の職員の相互の訪問や情報交換・研修会などにより、幼児期から小学校教育への円滑な接続を図ります。

《具体的な事業》

- ・幼児教育接続等推進のための研修会の実施
【学務課、公立認定こども園、公立保育所】
- ・大学との教育的連携事業として研修会の実施【公立認定こども園】

② 豊かな心を育む活動の実践

本市の豊富な資源の活用や地域における人とのふれあいを通じて、さまざまな体験活動を行うことにより、他人を思いやる心、自然や美しいものに感動する心など幼児の豊かな心と健やかな体の基礎づくりを目指します。

《具体的な事業》

- ・幼児演劇鑑賞会事業【笠間・友部・岩間公民館】
- ・食育推進、植物栽培、絵本読み聞かせ、戸外遊び・体育遊び、縦割り保育
【公立認定こども園、公立保育所】

③ 特別な支援を必要とする幼児への早期対応

発達障害を含め、障がいのある子どもを早い段階で見つけ、相談や適切な療育へとつなげるため、保健センターや相談機関など関係機関との連携をさらに強化し、幼児期の特別支援教育の充実と支援体制の構築を図ります。

《具体的な事業》

- ・「就学支援シート」^(注2)の活用【学務課】
- ・幼児の「ことば」と「こころ」の通級指導教室の充実（さくらんぼ教室）
【かさまこども園】
- ・大学との教育的連携事業として研修会の実施【公立認定こども園】

^(注2) 就学支援シート：乳幼児期から就学に至るまで一貫した支援ができるように、子どもの成長記録や生活の様子、支援内容に関する情報を記録したもの。

④ 保護者と地域との連携

家庭や地域の子育て力、教育力の向上に向けて、地域の高齢者や活動団体との交流、子育て支援施設との連携を深めることで親子の交流や教育の場づくりを総合的に推進します。

《具体的な事業》

- ・高齢者との交流会の実施
【学務課、公立認定こども園、公立保育所、私立認定こども園・幼稚園・保育所(園)】
- ・地域交流事業
【公立認定こども園、公立保育所、私立認定こども園・幼稚園・保育所(園)】

⑤ 施設の整備・充実

安全に配慮した施設の計画的な維持・管理を進めるとともに、保護者・地域と連携した災害時等における避難誘導対策の実施により、子どもの安全確保に努めます。

《具体的な事業》

- ・公立認定こども園運営事業【公立認定こども園】
- ・公立保育所運営事業【公立保育所】

数 値 目 標

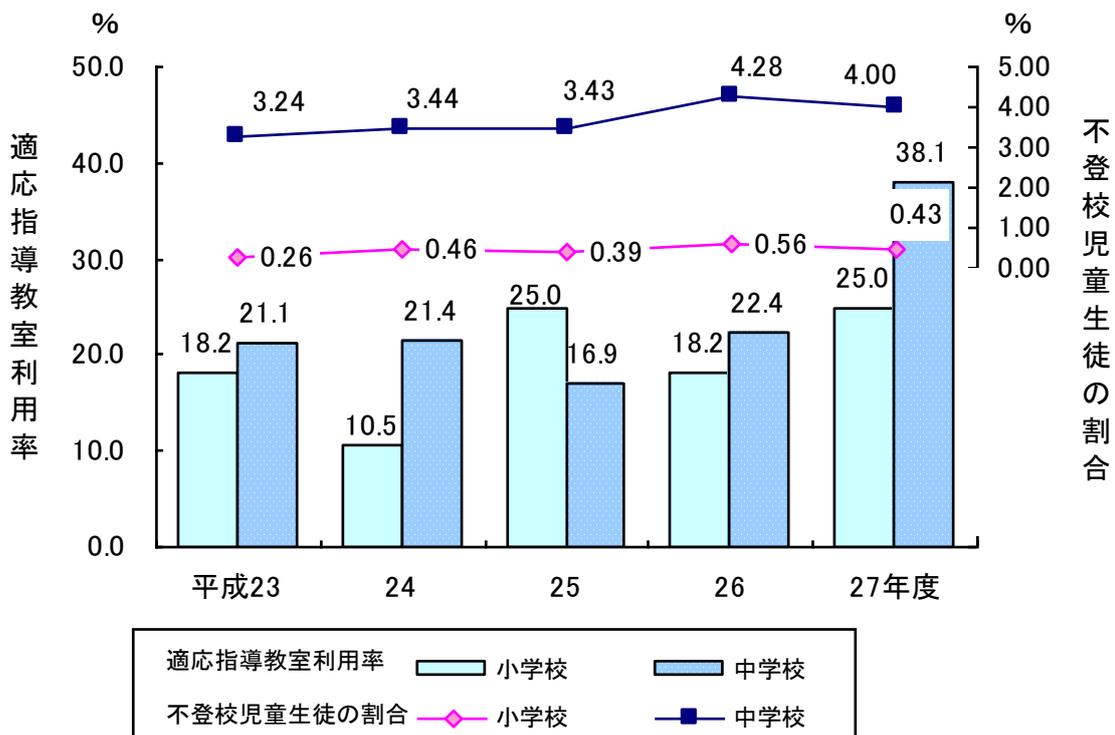
指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
幼児教育接続等推進のための 研修会参加人数	76人 (平成28年度目標値)	140人
絵本読み聞かせ回数	12回	12回
「就学支援シート」の作成率	50.0%	100.0%
高齢者との交流会回数	12回	12回
避難訓練回数	48回	48回

(1) 豊かな心の育成

■ 現況と課題 ■

- 児童生徒の問題行動の状況や意識調査などから、命を大切にする心や思いやりの心などの倫理観や規範意識、社会性の育成などが充分ではないとの指摘がなされています。このため、学校、家庭、地域が充分連携を図りながら、子どもたちの豊かな人間性や社会性などをはぐくむ道德教育や体験教育を充実させることが重要となっています。
- 子どもを取り巻く環境が複雑化し、学校で生じる問題が多岐にわたっていることから、学校が果たすべき役割も増大しています。本市では、そうした多様な事項に対応するための、専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーを全小中学校へ派遣しています。
- 適応指導教室を市内3カ所に設置し（かしのひろば、もくせい教室、あたごのひろば）、不登校児童生徒の在籍校と連携を図りながら、集団活動や教科指導、個別カウンセリングなどを行い、在籍校への復帰を支援するとともに、保護者からの相談への対応を行っています。

□ 適応指導教室利用率+不登校児童生徒割合の推移



今後の方向性

- 道徳教育が学校の教育活動全体の中核としての役割を果たすよう、全教職員が協力して道徳教育を展開するため、道徳教育の指導力向上を目指した研修会の充実を図ります。
- 郷土「笠間市」の歴史・文化、豊かな自然などに触れる機会の充実を図り、郷土を愛する心をつちかいます。
- 相談しやすい環境づくりや専門職員の活用により、いじめや不登校、暴力行為などの未然防止や解消に向けた取組を強化します。
- 命を大切にすることが生きる力の基本であることを踏まえ、笠間市自殺予防教育指導マニュアル「かがやき」を活用した教育の一層の充実と薬物乱用防止教育の徹底を図ります。

主な取組

① 発達段階に応じた道徳教育の推進

県内の学校から講師を招いて道徳授業づくり研修会を実施するなど、先進的な事例を積極的に取り込むことで、児童生徒自らが深く考えることのできる道徳教育を推進します。

《具体的な事業》

- ・教職員を対象とした「道徳」の授業づくり研修会の実施【学務課】

② 郷土への愛着心の育成

本市の豊かな自然、誇るべき歴史や文化、優れた芸術、笠間市出身の偉人たちの活躍、特色ある産業などを学習することで、郷土を愛する心、郷土への愛着心を育成します。

《具体的な事業》

- ・郷土教育の手引き「笠間志学」を活用した授業の実施【学務課】
- ・社会科副読本「かさま」を活用した授業の実施【学務課】
- ・「かがやく笠間の先人たち」を活用した授業の実施【学務課】

③ 地域人材を活用した豊かな体験活動の推進

学校の放課後や休業日に NPO 法人などの地域人材によって行われる、身近な地域の環境保全・美化活動、市内の豊かな自然や文化を活用した体験活動を推進します。

《具体的な事業》

- ・愛農学園事業（小学生を対象とし、米や野菜等の栽培を通して、勤労や共同作業の大切さを学ぶことを目的とした体験事業）【学務課】

④ いじめ・不登校等への対応の充実

児童生徒が悩みを気軽に相談できる環境の整備やスクールソーシャルワーカー等の配置、適応指導教室の活用により、いじめや不登校の未然防止や在籍校への復帰の支援を図ります。

《具体的な事業》

- ・いじめ防止対策委員会、不登校対策会議の開催【学務課】
- ・スクールソーシャルワーカー配置事業【学務課】
- ・心の教室相談員活用事業【学務課】
- ・適応指導教室事業【学務課】
- ・スクールライフサポーター活用調査研究事業【学務課】
- ・要保護児童対策事業【子ども福祉課】
- ・家庭児童相談事業【子ども福祉課】

⑤ 命を大切にす教育の推進

自殺予防を視野に入れた授業の計画的・系統的な実施により、自殺を回避する態度や能力を育成することで、「生きる力」の根幹にある「命」の大切さを実感することのできる教育を推進します。また、命を脅かしかねない薬物の乱用やその入口となる飲酒や喫煙についても指導を強化します。

《具体的な事業》

- ・道徳教育の充実【学務課】
- ・薬物乱用防止教室の開催【学務課】
- ・薬物乱用防止プログラムに基づく指導の実施【学務課】
- ・自殺予防教育指導マニュアル「かがやき」を活用した授業の実施【学務課】

数 値 目 標

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
不登校（30日以上）児童の割合（小学生）	0.4%	0%
不登校（30日以上）生徒の割合（中学生）	4.0%	0%
「学校に行くのは楽しいと思いますか」に肯定的に答えた児童の割合（小6）	89.9%	95.0%
「学校に行くのは楽しいと思いますか」に肯定的に答えた生徒の割合（中3）	79.8%	85.0%

(2) 確かな学力の育成

■ 現況と課題 ■

- 学校教育法や学習指導要領には、①基礎的・基本的な知識・技能、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等、③主体的に学習に取り組む態度という「学力」の3つの重要な要素が示されています。これら3つの要素から構成される「確かな学力」が、変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「生きる力」の一つとされています。
- 本市では、学力向上に向けた取組に力を入れており、ほとんどの小学校で、学力診断テスト（算数）の結果が県平均を上回るなど、その成果が現れつつあります。
- グローバル化の進展により、国際共通語である英語力の向上は将来の笠間市を担う子どもたちにとって極めて重要となっています。そこで、本市では幼児から小中学生まで多くの子どもたちが英語に触れる機会を提供することを目的に、平成27年度からABC笠間プロジェクト（笠間市英語教育強化推進事業）を実施し、英語教育の充実を推進しています。

今後の方向性

- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、指導のねらいを明確にし、個に応じた指導と評価を積み重ねることで、学力の向上を図ります。また、「できたという体験」、「できた喜び」、「分かる楽しさ」を大切にして学習への意欲を高め、自ら学ぶ態度を育成します。
- 学校教育全体の中で言語活動を位置づけ、思考力・判断力・表現力等の向上を図ります。また、自分の考えや意見をまとめるための「伝え合う力」を育成します。
- 市内小中学校すべてに配置している英語指導助手（AET^(注3)）の積極的な活用により、英語によるコミュニケーションの楽しさを実感できる児童生徒を育成します。
- 小学校英語の教科化や生徒の着実な英語力向上を目指し、小中学校教員の英語力及び指導力向上を図ります。

(注3) AET：Assistant English Teacher の略で、英語指導助手のこと。日本人の英語教師とチームで授業を行う外国人講師を指す。

主な取組

① 基礎・基本の定着の促進

非常勤講師を各校に配置し、複数教員の連携・協力による授業の展開（チーム・ティーチング）や少人数指導により、児童生徒一人一人に基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けさせ、学習の進度に合わせた習熟度別の指導を行うことで、確かな学力の定着を促します。

《具体的な事業》

- ・学力向上支援事業【学務課】

② 主体的に学習に取り組む態度と活用力の育成

変化の激しいこれからの社会を生き抜く児童生徒には、基礎的・基本的な知識・技能の習得だけでなく、知識・技能を活用した新たな価値を創造することができる力がが必要です。そのために、学びの質的な高まりを考え、アクティブ・ラーニング^(注4)の視点に立った指導の一層の工夫改善を行います。これにより、主体的な学習態度を身に付けさせ、児童生徒の学習意欲の向上を図ります。また、学校休業日に学ぶ機会や学習の場づくりを行うことで、学力向上と主体的に学習に取り組む意欲の向上を図ります。

《具体的な事業》

- ・授業づくり研修会、学力向上研修会の実施【学務課】
- ・寺子屋事業【生涯学習課】
- ・学校生活学習支援（チャレンジスタディールーム）【生涯学習課】

③ 言語活動・理数教育の充実

思考力、判断力、表現力等を育成するために各教科において、記録、要約、説明、論述といった学習活動を取り入れ、言語活動の充実を図ります。

また、理数教科の勉強が好きな児童生徒が増えるよう、理数教育の充実を図るため、外部人材を活用しています。理科の授業においては、観察・実験活動を充実させ、好奇心や探究心を育みます。算数・数学の授業では、これまでに学習した内容の系統性を踏えた学習教材を使用し、補充学習を集中的に行うことで、基礎的・基本的な知識や技能の定着を図ります。

《具体的な事業》

- ・学びの広場サポートプラン事業【学務課】
- ・理科支援員配置事業【学務課】

(注4) アクティブ・ラーニング：

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称。

④ 小中高を通じた英語教育の充実

多くの児童生徒が英語に触れる機会を提供することで、積極的に英語を使おうとする態度を育成します。また、県内有数の観光都市である笠間市の郷土、歴史・文化への理解を深めるとともに、海外に向け発信し、交流できる人材の育成を目指します。さらには、教員の英語力及び指導力向上を図ります。

《具体的な事業》

- ・市内全小中学校への英語指導助手の配置【学務課】
- ・英語への興味関心を高める「サマーイングリッシュフェスティバル」の実施【学務課】
- ・児童生徒及び小中高教員を対象とした夏季講習等の実施【学務課】
- ・教員の授業力向上を図るための「英語教育推進連絡協議会」の設置【学務課】
- ・英語力向上検証のための外部検定試験の導入による公費補助【学務課】

数 値 目 標

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
全国学力・学習状況調査 総合平均正答率（小学校における全国との比較）	+1.3ポイント	+2.0ポイント
全国学力・学習状況調査 総合平均正答率（中学校における全国との比較）	-1.0ポイント	+1.0ポイント
「国語の勉強は好きですか」に肯定的に答えた児童の割合（小6）	68.0%	80.0%
「算数の勉強は好きですか」に肯定的に答えた児童の割合（小6）	70.6%	80.0%
「国語の勉強は好きですか」に肯定的に答えた生徒の割合（中3）	64.3%	70.0%
「数学の勉強は好きですか」に肯定的に答えた生徒の割合（中3）	61.4%	70.0%
英検3級相当以上の英語力を有すると思われる生徒の割合（中3）	47.3%	60.0%

(3) 健やかな体の育成

■ 現況と課題 ■

- これからの社会を生きる児童生徒にとって、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要です。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支えるうえでの重要な要素となっています。
- 児童生徒を取り巻く生活環境等の変化により、体力・運動能力、学校保健、食育等に関わるさまざまな課題が生じ、学校教育活動全体を通じて適切に対応することが求められています。
- 本市の近年の「全国体力・運動能力調査」の結果は、県平均値をやや下回る状況となっています。そこで各小中学校では、それぞれの課題に応じた「体力アップ推進プラン」を策定し、体力づくりに力を入れています。
- 学校給食は、食育の「生きた教材」として活用できることから、地域の資源を活用した食育や関係機関等と連携した、地産地消の取組が求められています。
- 偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満、痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く環境が深刻化している状況で、正しい食に関する知識や食習慣を身に付けさせ、生涯にわたって心身の健康を保持し、増進することができる児童生徒を育てるため、食に関する指導の充実が必要です。

今後の方向性

- 運動に親しむ心を育てながら運動量を確保し、体力の向上につながる体育の授業の充実を図ります。
- 生徒の健康維持や休養、家庭学習時間のあり方等とのバランスを取りながら部活動の充実を図ります。
- 健康の大切さを認識することで、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく実践力の育成に努めます。
- 心身の健康のために、自らの「食」について考え、判断できる力を身に付けるための食育教育を充実します。
- 朝食欠食の解消を重点に、学校、家庭等と連携して食に関する指導を推進します。

主な取組

① 体力の向上に向けた学校体育の充実

体育の授業やクラブ活動・部活動を通して幅広い分野の運動を体験させることで、児童生徒が生涯にわたって運動に親しむ基礎をつくとともに、体力の向上を図ります。

また、中学校の体育においては、外部指導者として地域の人材を活用し、笠間市発祥の武道である合気道を推進します。

《具体的な事業》

- ・体力運動能力の向上を目指した授業の実施【学務課】
- ・クラブ活動支援事業【学務課】

② 学校保健と健康・医療教育の充実

市内の医療機関等と連携した授業の実施により、子どもたちの生活習慣の乱れ、喫煙、飲酒、薬物乱用などを含めた学校保健・健康・医療教育を充実することで、児童生徒の健康や医療に関する知識や関心を高めます。また、アレルギー疾患等の新たな健康課題についても適切に対応し、児童生徒の健康づくりを推進します。

《具体的な事業》

- ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師と連携した授業の実施【学務課】

③ 地産地消と食育の推進

学校給食に地元産品や旬の食材を使用することで、子どもの食の体験を増やし、味覚を育てるとともに、地産地消による地域振興を目指し、学校と生産者等の食のネットワークを確立するなど、地域全体で食育を推進します。

《具体的な事業》

- ・小学校（中学校）給食管理事業【学務課】
- ・学校給食に地域の産物を活用した食育活動の推進【学務課】

④ 食に関する指導の推進

発達段階に応じた食に関する知識と食習慣を指導することにより、正しい食生活を実践できる児童生徒を育成するとともに、保護者等へ積極的な啓発活動を行います。

《具体的な事業》

- ・栄養教諭による食に関する指導等の実施【学務課】

数値目標

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
全国体力・運動能力調査（小学校における全国平均との比較 A+B※の割合）	56.9%	60.0%
全国体力・運動能力調査（中学校における全国平均との比較 A+Bの割合）	55.7%	60.0%
朝ごはんの摂取率（小学生）	94.8%	100.0%
朝ごはんの摂取率（中学生）	90.6%	100.0%
地産地消強化月間（11月）における地場産農産物の給食への活用状況	63.0%	64.0%

※A+B：体力テストにおける段階別総合評価：体力テストにおける各測定項目（8項目）から体力や運動能力をA～Eの5段階で評価。評価A、Bは上位2段階。

(4) 特別支援教育の充実

■ 現況と課題 ■

- 障がいのある児童生徒については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加をするために必要な力をつちかうため、一人一人の障がいの状態などに応じ、特別な配慮のもとに適切な教育を行う必要があります。
- 発達障害を含め、障がいのある子どもたちが、通常の学級で学習することを前提として、一人一人の学習ニーズに応じた教育を提供することが求められています。
- 平成 28 年度は、市内小学校 10 校に 19 名の特別支援教育支援員を配置しており、生活面や学習面での改善が見られています。また、特別支援教育コーディネーター等との校内及び各種機関との連携を図ることにより、個別の教育支援計画に基づく効果的な支援を行っています。

今後の方向性

- 全ての教職員が児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した指導・支援を行えるよう、さまざまな形で現れる学習障害やそれらに応じた配慮など、発達障害への理解促進と専門性向上のための研修の充実を図ります。
- 「障害者差別解消法」で義務付けられている合理的配慮に基づいた、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業を充実します。
- インクルーシブ教育システム^(注5)の理念を踏まえ、就学前及び特別支援教育の充実を通して、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」の提供に努めます。
- 個別の教育支援計画については、学校間や関係機関も含めた情報交換等により、途切れることのない支援を図っていきます。

(注5) インクルーシブ教育システム：障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

主な取組

① 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の推進

小中学校の通常の学級に在籍する学習障害・ADHD（注意欠陥多動性障害）・高機能自閉症等の特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する指導体制を整備し、教職員が子どもたち一人一人の特性について理解を深め、個に応じた指導を推進します。

《具体的な事業》

- ・特別支援教育指導専門員の配置【学務課】

② 特別支援教育支援員の充実

障がいのある児童生徒の教育の充実を図るため、特別支援教育支援員を計画的に配置し、教育現場のさまざまな場面において一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行い、各学校での効果的な活用に努めます。

《具体的な事業》

- ・特別支援教育支援員配置事業【学務課】

③ 一貫した教育相談・支援体制の整備

教育、保育、福祉、保健、医療等の関係機関等と連携協力し、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した、障がいのある子どもとその保護者等に対する相談支援体制・整備の充実を推進します。また、早期からの個別の教育支援計画^(注6)、学童期における個別の指導計画を作成し活用を図ります。

《具体的な事業》

- ・教育支援委員会の開催【学務課】
- ・相談支援体制の整備【学務課】

数値目標

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
特別な支援を必要とする児童生徒への対応で課題と感じる教職員の割合	64.1%	40.0%
個別の教育支援計画作成率	44.0%	100.0%

(注6) 個別の教育支援計画：障害者基本計画に示される「個別の支援計画」のうち、教育機関が中心となって作成する、関係機関の連携による乳幼児から学校卒業まで一貫した支援を行うための教育的支援の目標や内容を盛り込んだ計画。

(5) 時代の要請に応える教育の推進

■ 現況と課題 ■

- これからの社会を担う子どもたちは、情報や情報手段を主体的に選択し、活用する情報活用能力に加え、情報を適切に扱うための情報モラルを身に付ける必要があります。
- グローバル化や情報化、少子高齢化など、高度化・複雑化する課題への対応が必要となるなかで、知識を活用することで付加価値を生み、新たな社会を創造していく人材や、国際的視野を持ち、個人や社会の多様性を尊重しつつ、他者と協働して課題解決を行う人材が求められています。
- 小中学校においては、タブレット端末や電子黒板等のICT機器の整備に加えて、教員のICTを活用した指導力の向上が求められています。
- 教職員の校務の多忙化が指摘されるなかで、ICTを活用した校務の効率化が重要となっています。

今後の方向性

- 児童生徒、教職員の情報リテラシーとモラルの確立を図るとともに、児童生徒の「確かな学力」をより効果的に育成するため、ICTを積極的に活用します。
- 国際化や男女共同参画社会の実現など、時代の流れや社会の変化に対応した教育を推進します。
- ICT機器の計画的な整備を図り、児童生徒の学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業や児童生徒の主体的・協働的な学習を推進します。
- 教職員の校務の効率化のために、笠間市教育情報ネットワークシステムをコミュニケーションツールとして積極的に活用するとともに、校務支援ソフトの効果的な活用により情報を共有化し、業務の軽量化に取り組みます。

主な取組

① インターネット上のマナーや家庭のルールづくりの推進

児童生徒自身が、携帯電話・スマートフォン・携帯ゲーム機等の安全な使用について考える機会を設けるとともに、家庭でのルールづくりを推進します。また、保護者の問題意識を高め、「児童生徒を危険から守る」意識の高揚を図ります。

《具体的な事業》

- ・携帯電話、スマートフォン利用による事故防止授業の実施【学務課】

② 時代の変化に対応する教育の充実

国際理解教育や環境教育、男女共同参画や人権に関する教育、異なる世代や障がいのある人との交流・ボランティア活動など、多様な教育活動を通じて、一人一人の個性を尊重し、互いの違いや良さを認め合い、学び合う児童生徒の育成に努めます。

《具体的な事業》

- ・国際交流事業【市民活動課】
- ・男女共同参画事業【秘書課】
- ・人権教育事業【生涯学習課】

③ ICT機器を活用した情報教育の充実

授業で使用するパソコンや電子教材等ICT機器の整備と適切な活用を図り、アクティブラーニングとICT教育によって児童生徒の学力や情報を活用する能力を効果的に育む情報教育を推進します。また、校務の軽量化に向け、校務支援システムの運用や全ての教職員のICTスキルの向上に取り組みます。

《具体的な事業》

- ・学校ICT教育環境整備の推進【学務課】
- ・ICT支援員を活用した指導サポート【学務課】
- ・小中学校教職員全体研修会、教科ごとの利活用講習会の実施【学務課】

数 値 目 標

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
国際交流事業参加者数	1,500人	2,000人
普通教室の教材提示装置の整備率	0%	100.0%
校内無線LANの整備率	0%	100.0%
教員のICT活用指導力の状況の割合※(小学校)	69.2%	100.0%
教員のICT活用指導力の状況の割合(中学校)	73.3%	100.0%

※ 教員のICT活用指導力の状況の割合：

文部科学省が実施する「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における、授業中にICTを活用して指導する能力について、「割にできる」「ややできる」と回答した教員の割合。

(6) キャリア教育の推進

■ 現況と課題 ■

- 子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための力の育成が求められています。
- 子どもたちのキャリア発達を促す体験活動として、夏休みを利用した職業体験事業、市内を中心とした事業所での中学生の職場体験などを実施してきました。

今後の方向性

- 子どもたちの発達の段階に応じた体系的・系統的な実践を行います。
- 学校と地域、企業・NPO等との連携を強化し、多様な体験の充実に努めます。
- 学校や地域の特色、児童生徒の発達の段階に応じて、指導方針や計画を明確にし、児童生徒のキャリア発達を促すため、効果的な教員研修を実施します。

主な取組

① キャリア発達を促す体験活動の充実

子どもたち一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるための、実践的・体験的な活動を充実します。また、自然体験活動や職場体験等の受入先の団体、企業等との連携を強化します。

《具体的な事業》

- ・青少年育成事業【生涯学習課】
- ・民間等との連携による職場見学職場体験の実施【学務課】
- ・キャリア発達を促す体験活動の充実【学務課】

② キャリア教育に関する教員の指導力向上

校内研修の実施や外部講師の活用、小中学校の教職員の相互連携等により、市内小中学校が一丸となってキャリア教育に取り組む体制づくりを推進します。

《具体的な事業》

- ・市教育研究会との連携によるキャリア教育担当者指導力向上研修会の実施【学務課】

数 値 目 標

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
人の役に立つ人間になりたい と思う児童の割合 (小6)	95.7%	100.0%
人の役に立つ人間になりたい と思う生徒の割合 (中3)	94.4%	100.0%
「将来の夢や目標を持っていますか」に肯定的に答えた児童 の割合 (小6)	90.9%	100.0%
「将来の夢や目標を持っていますか」に肯定的に答えた生徒 の割合 (中3)	74.1%	90.0%

(7) 学校教育の環境整備

■ 現況と課題 ■

- 全ての小中学校での耐震化が終了し、施設の老朽改修とトイレ改修、小学校普通教室へのエアコンの設置など、安心して快適に学ぶことのできる教育・学習環境の整備に計画的に取り組んでいます。
- 学校がさまざまな課題を抱えるなか、保護者や地域住民の意見を取り入れ、一緒に協働しながら信頼される学校づくりを進めることが求められています。
- 人口減少に伴う児童生徒数の減少が進行していることから、学校の適正規模と適正配置を計画的に推進するとともに、各学校における魅力の向上や特色ある学校づくりが求められています。
- 東日本大震災の教訓を踏まえ、学校、地域、家庭、行政が連携して学校の防災力を高めることが重要となっています。

今後の方向性

- 児童生徒が安全・安心な学校生活を送れるよう、学校施設の安全確保と機能向上を図っていきます。
- 地域との教育におけるビジョンの共有や地域と一体となった教育体制の構築など、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）^(注7)の導入に向けた取組を推進します。
- 小中学校の行事等における連携の強化、地域や保護者の理解促進、協力体制の構築により、市内全小中学校での一貫教育の実施を目指します。
- 教職員が指導者としての自信と誇りを持ち、指導力を高め合える学校環境づくりに努めます。
- 児童生徒の安全を確保するため、学校と家庭や地域、関係機関が連携しながら児童生徒の防災教育を進めていきます。その際には、災害時に一人一人がどのように行動すべきかなどを自ら考え、自立的に行動するための防災教育を行います。

^(注7) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）：

学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

主な取組

① 安心して学べる環境の整備

子どもの安全確保及び災害時の防災拠点となるよう計画的に施設の安全性の強化を図るとともに、笠間市公共施設等総合管理計画（平成28年11月策定）と連携して、適正な維持管理に努め、学習環境の向上を図ります。

《具体的な事業》

- ・小学校校舎エアコン設置事業【学務課】
- ・小中学校施設環境改善事業【学務課】

② 地域に開かれた学校づくりの推進

保護者や地域との信頼と協力に基づく学校教育を推進するため、学校評価や学校公開を進めるとともに、地域連携を意識し、地域とともにある学校づくりを目指します。

《具体的な事業》

- ・学校評議員による地域に開かれた学校づくりの推進【学務課】
- ・地域との連携によるコミュニティ・スクール推進事業【学務課】

③ 小中連携、小中一貫教育の推進

地域の実情に応じた小中学校の連携や小中一貫教育の推進により、児童生徒が多様な教職員・児童生徒と関わる機会を増やし、小学生の中学校進学への不安感（いわゆる中1ギャップ）を軽減させ、小学校から中学校への生活面・学習面の円滑な接続を進めます。また、市内小中学校における小中一貫教育を推進するため、既に開校した義務教育学校をベースに小中一貫教育の充実を図ります。

《具体的な事業》

- ・小中連携、小中一貫教育に向けた取組【学務課】
- ・小中学校教員の交流会や合同研修会の実施【学務課】
- ・小中一貫教育による9年間一貫した教育課程の充実【学務課】

④ 教職員の資質向上

いじめや不登校への対応、特別な支援の必要な児童生徒の増加、ICTの活用など、教職員に求められる資質能力が多様化・高度化するなかで、教育委員会、学校、その他の関連機関が一体となって、より組織的に課題の解決に取り組むことができるよう、教職員のニーズを踏まえた効果的・効率的な研修の機会を確保します。

《具体的な事業》

- ・笠間市教育研究会補助事業【学務課】

- ・教職員の資質向上に係る研修の実施
（授業づくり研修会、学力向上研修会等）【学務課】
- ・教職員の資質向上に係る訪問指導
（計画訪問、要請訪問、若手教員等配置校訪問）【学務課】

⑤ 安全・防災教育の推進

災害時において、学校が子どもの安全確保や地域の防災拠点となるよう、計画的な施設の安全性の確保を推進します。また、保護者や地域と連携した安全教育・防災教育を充実します。

《具体的な事業》

- ・交通安全体験事業【学務課】
- ・交通安全啓発事業【市民活動課】
- ・通学路施設整備事業【学務課】
- ・通学支援事業【学務課】
- ・通学路交通安全プログラムに基づいた通学路の安全確保、実施【学務課】

数 値 目 標

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
コミュニティ・スクール実践校数	0校	16校
小中一貫教育の推進状況	0%	100.0%
学校の老朽改修整備率	72.4%	100.0%

(1) 地域で取り組む教育活動の推進

■ 現況と課題 ■

- 「教育基本法」では、学校・家庭・地域住民その他関係者が教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携・協力を努めることを定めるなど、学校だけではなく社会全体で子どもたちの健全な育成に取り組むことが求められています。
- 国では、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みとして、保護者や地域の意見を学校運営に反映させ、協働により子どもたちの成長を支えるコミュニティ・スクールを推進しています。
- 少子高齢化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、子どもたちを取り巻く環境の変化に対応するため、地域ぐるみで連携し、子どもたちの「生きる力」につながるさまざまな体験活動が活発に展開されるような仕組みづくりが求められています。
- 本市においても、子ども会事業をはじめ、地域の自主的な安全活動への支援や各地域のコミュニティ活動の活性化につなげていくための取組を進めています。

今後の方向性

- 未来を担う子どもたちを健やかに育むため、学校・家庭・地域が一体となり、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指します。
- 活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域で学校を支援する仕組みづくりを推進することで、地域の教育力の向上を図ります。
- 子ども会における体験活動や異年齢交流などの各種事業を通して、家庭や地域との連携を深めるため、子ども会活動の支援に努めます。
- 学校と家庭、地域、関係機関が十分に連携し、地域全体で子どもたちの安全を見守る環境・体制づくりを推進します。

主な取組

① 地域による学校支援体制の整備

教育課題の複雑化により、児童虐待や貧困、教育格差、いじめなどの教育課題全てを学校教育のみで解決していくことには限界があります。そこで社会全体の教育力の

向上のため、学校・家庭・地域が互いに連携・協力し、ビジョンを共有したうえで、地域の特性に合った一体的な活動の推進を図ります。

《具体的な事業》

- ・地域との連携によるコミュニティ・スクール推進事業【学務課】

② 地域活動への子どもの参加促進

子どもたちの社会参加や自己形成を行う場の確保に向けて、環境や福祉などのボランティア活動や地域資源を活かしたさまざまな体験活動などを提供できる団体や人材の育成・支援に努め、子どもたちに多様な地域住民との交流や活動機会を提供できる体制の充実を図ります。

《具体的な事業》

- ・子ども会事業【生涯学習課】

③ 安全・安心な地域環境の確保

地域のなかで子どもが巻き込まれる犯罪の未然防止を目指し、地域の安全・安心を守るための地域ぐるみの自主的な地域安全活動を支援します。さらに、「こどもを守る110番の家」について、子どもたちへの周知や協力者の意識啓発、新たな協力を働きかけるなど事業の充実を図ります。

《具体的な事業》

- ・防犯活動推進事業【市民活動課】
- ・「こどもを守る110番の家」事業【学務課】

数 値 目 標

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
子ども会加入児童率	82.0%	85.0%
「こどもを守る110番の家」 の看板設置数	879件	1,000件
地域の行事への参加率(小6)	75.4%	80.0%
地域の行事への参加率(中3)	45.8%	50.0%

(1) 生涯学習環境の充実

■ 現況と課題 ■

- 社会教育施設である公民館は、現代社会の情勢変化に伴い、多様化・高度化する生涯学習ニーズに応じたイベントや学習機会を提供することが求められています。
- 市民一人一人が生涯にわたり、多様に学び続けられる学習機会の提供に加え、学習活動の成果を協働による地域づくりの実践に結びつけることが求められています。
- 公民館の利用者の固定化や定期的に利用する各種団体の高齢化が進んでいることから、市民の誰にとっても利用しやすく必要とされる施設となることが求められています。
- 学習ニーズや現代的・社会的な課題に対応し、生涯学習施策を総合的に推進するため、生涯学習推進体制の充実が求められています。
- 施設利用上の安全面を確保するため、公民館施設の整備や定期的な保守点検、適切な修繕・補修等を行うことが求められています。
- 平成28年度に運営を開始した地域交流センターともべ及び平成29年度建設・運営開始を予定している地域交流センターいわまは、地域活動や市民交流の促進、また、健康増進や地域活性化の拠点として、誰もが利用しやすい施設となることが期待されています。

今後の方向性

- 市民の生涯学習ニーズを的確に把握し、新規講座の開設や既存講座の見直しを行い、目的に応じた学習内容の提供に努めます。
- 公民館事業を通じて、市民が学び合い、地域文化の創造や地域づくり・まちづくりの実現など、市民自治の進展を図る運営を目指します。
- 利用者が安全・安心に利用できる公民館、地区公民館を維持するため、保守管理や必要に応じた修繕・補修等を行います。
- 地域交流センターともべ及び地域交流センターいわまは、市民や市民活動団体に広く活用される施設として、地域活動や市民交流を促進し、地域の特色を活かした魅力ある運営を目指します。

主な取組

① 生涯学習機会の創出と学習情報の提供

健康や防災など多様な分野における横断的な連携を図りながら、幅広い年代が参加しやすい時間帯での講座の開設や講座情報の提供に努めるとともに、専門的な研究機関や地域資源を活用したさまざまな学習機会や学習情報の提供を推進します。

《具体的な事業》

- ・ 公民館講座運営事業【笠間・友部・岩間公民館】

② 生涯学習推進体制の充実

生涯学習施策を総合的に推進するため、各種施策の調整を充分図り、複雑化・高度化した生涯学習課題に効果的・効率的に対応する施策の展開に努めます。

《具体的な事業》

- ・ 生涯学習推進体制の充実【生涯学習課】
- ・ 市民展示会の開催【笠間・友部・岩間公民館】
- ・ 公民館まつりの開催【笠間・友部・岩間公民館】

③ 生涯学習環境の整備

公民館や図書館等の生涯学習の拠点施設の適切な管理運営と老朽化した施設の計画的な整備を推進し、誰もが、いつでも、どこでも学習活動を行いやすい学習環境の充実に努めます。

《具体的な事業》

- ・ 公民館施設整備事業【笠間・友部・岩間公民館】
※笠間公民館は地区公民館を含む。
- ・ 岩間体験学習館（分校）管理運営事業【生涯学習課】

④ 地域との連携とコミュニティの活性化

地域住民の生涯学習活動と地域の個性を活かしたコミュニティの活性化を推進するため、地区公民館の活用や地域の活動を支援します。

また、笠間市駅周辺整備活性化プランに位置付けられている地域交流センターは、地域社会の連携とふれあいを深めるための地域活動拠点として、運営協議会を中心に地域の声を反映させ、市民や市民活動団体が利用しやすい施設となるよう運営していきます。

《具体的な事業》

- ・ 地区公民館運営事業【笠間公民館】
- ・ 花によるまちづくり事業【生涯学習課】

- ・笠間市地域交流センターともべ運営協議会の実施【市民活動課】
- ・笠間市地域交流センターいわま建設・運営協議会の実施【市民活動課】
- ・地域交流センターを拠点とした市民活動、地域活動の推進【市民活動課】

数 値 目 標

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
公民館利用者数	181,294人	195,000人
地域交流センター利用者数	110,000人 (平成30年度目標値)	135,000人

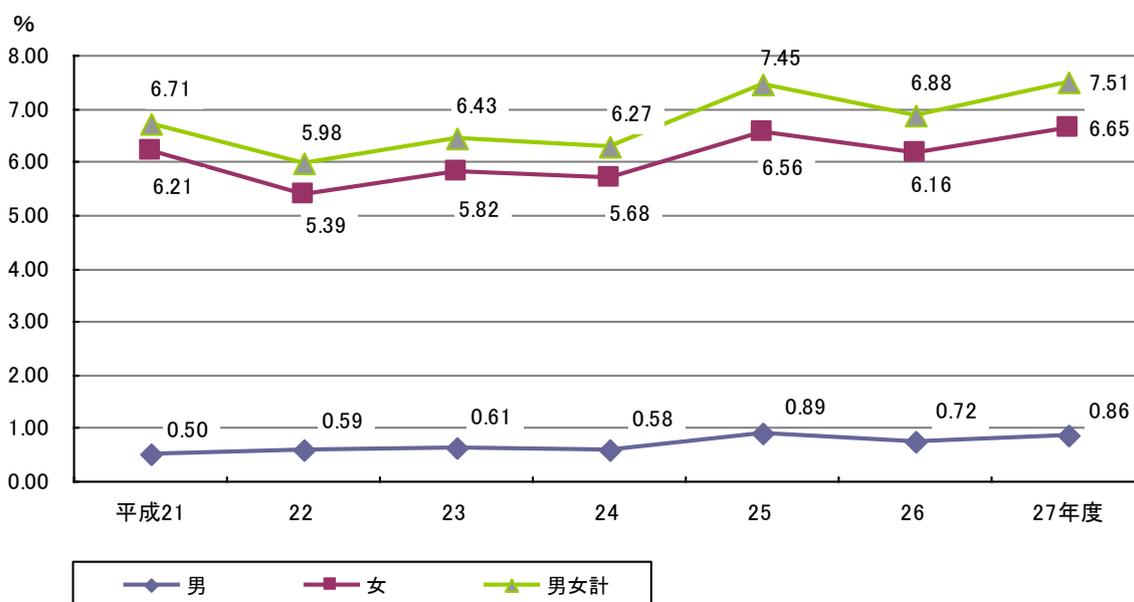
(2) 家庭の教育力の向上

■ 現況と課題 ■

- 「教育基本法」では、子どもの教育の第一義的な責任が保護者にあり、必要な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図るよう努めることと、国及び地方公共団体が、家庭教育の自主性を尊重しつつ、その支援策を行うように努めることを定めています。
- 県では平成 20 年度より「家庭の教育力向上プロジェクト事業」を展開し、市町村や PTA、就学前教育施設等が連携・協力しながら、保護者の学ぶ機会を提供することで、家庭教育の重要性の啓発や保護者の意識改革を図ってきました。
- 本市では、子どもたちの健やかな成長と家庭の教育力の向上を目指し、市内保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校において家庭教育学級 36 学級を開設しています。
- 毎年 10 月から 11 月に各小学校で実施している就学時健康診断時において、次年度小学校へ入学する保護者を対象に、社会教育指導員が講師となり、子どもとの関わりや入学までに身に付けるべき生活習慣等、家庭教育の基礎的な講話を行っています。

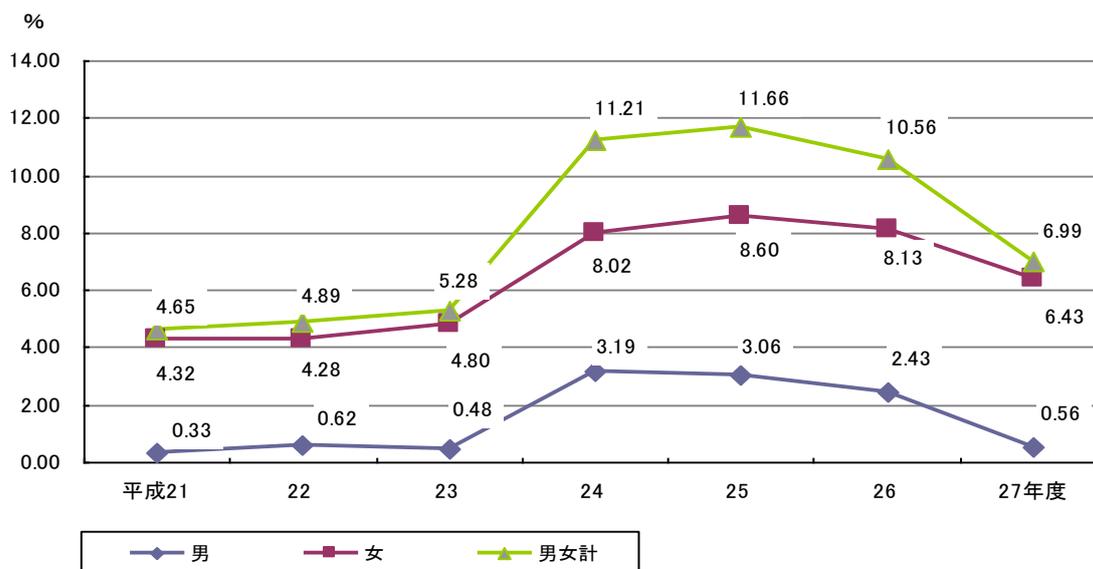
家庭教育学級参加率の推移

■ 小学校



※平成 27 年度、東小・佐城小・箱田小が笠間小に統合。

■中学校



※ 平成 27 年度、東中が笠間中に統合。

※ 平成 24～26 年度は、笠間中等で大規模な講演会を実施。参加者数に生徒数も算入。

※ 参加率＝参加人数÷(1 学年児童・生徒数×回数)

(小中学校では各学級とも第 1 学年で実施することが通例となっているため、児童生徒数の分母は第 1 学年のものとした。実施報告書では参加人数の児童生徒・保護者の別を明記してこなかったため、親子で実施した事業で児童生徒数が算入されている場合がある。)

今後の方向性

- 家庭教育学級は、子育てに役立つ知識や技能を身に付けるために必要な場です。悩みを相談したり、不安を取り除く場であるということをより多くの保護者が知り、講座等に参加しやすくなるための工夫や周知を行っていきます。
- 各学級がそれぞれの実情に応じた課題に積極的に取り組めるよう、情報提供や必要に応じた支援策を講じていきます。

主な取組

① 家庭教育の支援

全ての保護者が安心して子育てや家庭教育を行うことができるよう、幼稚園、認定こども園、保育所（園）、小中学校など多様な主体と連携しながら、同世代の子どもを持つ保護者が自ら企画・実施する家庭教育学級事業に対する支援を充実します。

《具体的な事業》

- ・家庭教育学級事業の推進【生涯学習課】
- ・就学前から小学 4 年生の子を持つ保護者向けの冊子「家庭教育ブック」の配布
【生涯学習課】

②学習機会の提供

保護者が家庭において、子どもの発達段階に応じた適切な子育てや教育ができるよう、家庭教育に関する啓発や情報の発信、家庭教育に関する講演会や懇談会の開催など学習機会の提供を行います。

《具体的な事業》

- ・家庭教育に関する情報発信【生涯学習課】
- ・家庭教育に関する講演会や懇談会の開催【生涯学習課】

数 値 目 標

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
家庭教育学級参加率（小学校）	7.5%	10.0%
家庭教育学級参加率（中学校）	7.0%	10.0%

(3) 青少年の健全育成

■ 現況と課題 ■

- 家族形態の変化や家庭生活や価値観の多様化、スマートフォンや携帯電話が普及したことによるインターネットへの依存など、子どもや若者が直面する問題は多様化・複雑化しています。
- 県では、青少年に関係が深く、青少年の健全育成に向けた取組に協力いただける店舗を「青少年の健全育成に協力する店」と位置付けて、その登録を推進しており、市内店舗の加入率は7割以上となっています。
- 本市では、PTA 代表者や学校教員などで構成される笠間市青少年相談員が、「地域の目」として学校や警察、協力店舗などと互いに連携し合いながら、青少年の健全育成と非行防止を目指して活動しています。

今後の方向性

- 学校、地域、関連機関との連携の強化を図りながら、子どもたちの健全育成を推進します。
- 青少年相談員を中心とした青少年の健全育成・非行事故防止についての広報・啓発を実施します。また、有害図書の実情把握のため、店舗の立ち入り調査などを行うとともに、イベント時の少年非行を未然に防止するため、巡回指導を行います。
- 青少年の職業体験活動やボランティア活動の支援に努めます。

主な取組

① 青少年健全育成推進体制の確立

子どもたちを取り巻く環境の変化に対応するため、青少年相談員を中心に青少年の非行防止、犯罪被害の未然防止活動に取り組みます。さらに、さまざまな分野における関係機関や地域との連携を強化し、子どもたちとその家族を支援する取組を推進します。また、青少年健全育成団体と連携して青年リーダーの育成など、地域人材の育成に取り組みます。

《具体的な事業》

- ・ 笠間市学校警察連絡協議会の開催【学務課】
- ・ 青少年相談員による「青少年の健全育成に協力する店」の訪問活動、「学校訪問」、「夏まつり及び卒業式」巡視、自動販売機（有害図書）の立入調査【生涯学習課】
- ・ 市内小学5、6年生を対象とした「職業体験事業」【生涯学習課】
- ・ 青少年育成市民会議事業【生涯学習課】

数 値 目 標

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
「青少年の健全育成に協力する店」加入率	76.0%	80.0%
青少年相談員の各種事業への参加人数(延べ人数)	200人	250人

(4) 文化芸術に親しむ機会の充実

■ 現況と課題 ■

- 文化や芸術は、個性ある地域文化の創造、生活や人生に彩りを与えるものとして欠かすことができないものであり、まちづくりや観光・産業など幅広い分野とも深い関わりをもっています。
- 本市では、フランス有数のリゾート地のクールシュヴェールで毎夏開催される「クールシュヴェール夏期国際音楽アカデミー」の日本開催版として、「茨城国際音楽アカデミーin かさま」を実施しています。世界最高峰の講師陣によるヴァイオリンとピアノのレッスンを開催し、世界に羽ばたく若手音楽家を育てるとともに、街角コンサートや関連プログラムを通して地域のイメージアップと音楽文化の振興を図っています。
- 本市には、笠間焼をはじめ日本のみならず世界に誇る歴史と風土が育んだ文化芸術資源が数多く存在します。
- 各種文化団体は高齢化が進行するとともに、団体数も減少傾向にあるため、若い世代が気軽に参加できる文化芸術活動のあり方が求められています。

今後の方向性

- 誰もが優れた文化芸術に気軽に触れることができる機会を提供します。
- 茨城県との共催により、平成 28 年度から「茨城国際音楽アカデミー in かさま」と名称を変更して事業を継続実施し、さらなる若手音楽家の育成や地域音楽文化の振興を図ります。
- 多様な文化芸術活動を推進するため、鑑賞機会や文化芸術活動の成果を発表する機会を充実します。
- 関連施設と連携した文化芸術資源の有効活用を推進します。

主な取組

① 鑑賞機会の充実

小中学校への芸術家・アーティストの派遣・公演、「茨城国際音楽アカデミー in かさま」のように国際的な事業の継続と内容の充実、高齢者の市内美術館等への招待により、世代を問わず市民が芸術に触れることのできる機会の提供を推進します。

《具体的な事業》

- ・ 青少年劇場小公演事業【生涯学習課】

- ・茨城国際音楽アカデミー in かさま事業【生涯学習課】
- ・高齢者芸術鑑賞事業【生涯学習課】

② 発表機会の充実

市民が文化・芸術に親しむことができるよう、その活動の成果を発表できる多様な機会の充実を図ることで、文化・芸術に親しむ人の輪を広げます。また、文化・芸術に対する市民意識の高揚を図り、地域資源の活用を推進するため、市民団体の活動を積極的に支援するとともに、幅広い年齢層の参加を促進します。

《具体的な事業》

- ・全国こども陶芸展推進事業【生涯学習課】
- ・市民展覧会の開催【笠間・友部・岩間公民館】
- ・公民館まつりの開催【笠間・友部・岩間公民館】

数 値 目 標

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
青少年劇場小公演鑑賞者数	2,418人	2,500人
茨城国際音楽アカデミー in かさま 来場者数	2,601人	3,000人
全国こども陶芸展作品応募 数	1,319点	1,700点

(5) 文化財の保護と活用

■ 現況と課題 ■

- 市内には、140件を超える指定文化財が保有されていますが、そのほとんどは市民が自由に見学することができない状況となっています。また、それらの文化財の所有者・管理団体の高齢化と構成人数の減少が進んでおり、今後適切な維持管理に支障をきたす恐れがあります。
- 笠間城跡は、基礎調査の結果、国指定史跡としての価値がある可能性があるということが分かり、平成25年度より本格的な調査を行い、今後も各種調査が予定されています。調査の進捗状況については、「笠間歴史フォーラム」において毎年報告しています。
- 専門職員を配置し、文化財保護に関する庁内の体制は整備されましたが、笠間の歴史を研究する次代の専門家の育成が課題となっています。

今後の方向性

- 文化財の公開を行うことで、市民が身近な地域の歴史や文化を学び、文化財保護への意識醸成を図ることのできる機会を提供します。
- 笠間城跡の歴史的価値、研究結果について市民に周知・PRを行うことで、郷土を愛する意識の高揚を図ります。
- 郷土の歴史に関する調査・研究を行うため、市史研究員が「笠間市市史研究室」において、歴史資料の整理や調査を行います。

主な取組

① 文化財の適切な保護と活用

文化財の調査・研究に努め、教育や観光との分野横断的な連携を図るとともに、市民や大学等の専門機関等との協働による適切な保護・活用を推進します。さらに、次世代に継承すべき文化財の保護に対する意識を醸成するため、普段目にするのできない貴重な文化財を一斉公開します。また、案内やサインなどの計画的な設置を含め、適切な修復と環境整備・情報発信の強化・充実を図ります。合わせて、維持・管理の担い手や郷土の歴史の専門家などの人材の育成に取り組みます。

《具体的な事業》

- ・笠間城跡保存整備調査事業【生涯学習課】
- ・埋蔵文化財保護事業【生涯学習課】
- ・文化財公開事業【生涯学習課】
- ・学生ボランティアによる文化財の解説【生涯学習課】

- ・資料館運営事業【生涯学習課】
- ・市史研究事業【生涯学習課】

数 値 目 標		
指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
歴史民俗資料館の入場者数	1,461人	1,600人
歴史、産物等地域資源に係る講座等の参加者数(年間)	225人	350人
「文化財公開」来場者数	2,380人 (平成28年度実績)	3,000人

施策の方針5 スポーツの振興

(1) 生涯スポーツの振興

■ 現況と課題 ■

- 国は「スポーツ基本計画」において、「スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」の創出を目指し、各種政策を推進しています。
- スポーツは、健康の保持・増進、体力の向上に役立つとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会づくりにつながります。特に児童生徒にとっては、スポーツは人間形成に大きな影響を与えるものであり、心身の両面にわたる健全な発達に不可欠なものとなっています。
- 本市では、合気道やゴルフなど笠間市の特色あふれるスポーツの推進のほか、スナッグゴルフなどのニュースポーツの普及にも力を入れています。
- スポーツ活動の向上を図るうえで、指導者の役割は極めて重要であり、市民が継続的にスポーツに親しむきっかけとなります。単に技術・技能指導だけではなく、スポーツの楽しさを教えてくれる指導者、初心者が興味や関心を持つような指導をしてくれる指導者が求められています。

今後の方向性

- いつでも、どこでも、誰とでも、いつまでも気軽にスポーツに親しめる環境を整備します。
- 大学との連携による指導者の育成、市民のスポーツに対する満足度の向上など、全ての人々が互いにメリットを享受できる環境の構築を目指します。
- 市民や児童生徒が適切にスポーツ活動を行えるよう、各団体における指導者の養成を支援します。

主な取組

① スポーツに親しめる機会の提供

教育、福祉、保健など各分野との連携を図りながら、各世代や状況に応じたスポーツの機会確保とスポーツを通じた市民交流を促しながら、誰もが身近にスポーツに親しめる環境づくりを推進します。また、全国規模のスポーツ大会の招致や、姉妹都市とのスポーツ交流活動、マラソン大会などの一層の活性化を図ります。

《具体的な事業》

- ・かさま陶芸の里ハーフマラソン大会事業【スポーツ振興課】
- ・県下中学校交歓笠間市駅伝大会事業【スポーツ振興課】
- ・各種スポーツ教室開催事業【スポーツ振興課】
- ・姉妹都市スポーツ交流事業【スポーツ振興課】
- ・市民運動会事業【スポーツ振興課】

② スポーツ指導者の養成と確保

指導体制を充実させることにより、スポーツ活動への参加意識の向上を図ります。また、指導体制の充実を図るため、体育協会や大学との連携により、指導者の養成と資質の向上を目的に指導者研修会を行っています。今後、専門的知識を備えたスポーツ指導者の養成と確保をさらに推進します。

《具体的な事業》

- ・スポーツ推進委員活動支援事業【スポーツ振興課】
- ・大学連携による指導者の育成【スポーツ振興課】

数 値 目 標

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
スポーツ大会・教室参加者数	9,025人	10,000人

(2) 茨城国体、東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組

■ 現況と課題 ■

- 平成31年に「翔べ 羽ばたけ そして未来へ いきいき茨城ゆめ国体」(茨城国体)が開催され、本市においては、正式競技3競技「ゴルフ(少年男子・女子)」・「軟式野球(成年男子)」・「クレー射撃(全種目)」、デモンストレーションスポーツ1競技「合気道」が実施されます。
- 東京オリンピック・パラリンピックの開催決定後、県では「茨城県東京オリンピック・パラリンピック推進本部」を設置し、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた機運の醸成を図っています。
- 以前より交流のあるタイ王国のホストタウンとして本市が登録されるなど、東京オリンピック・パラリンピックの開催により多くの選手・観客等が来訪することを契機とした、地域の活性化が求められます。

今後の方向性

- 茨城国体における各競技の運営は、会場地となる自治体が行うこととなるため、国体運営に必要な組織の設置準備から組織運営を行い、茨城国体の成功及びスポーツ・レクリエーション・競技スポーツの振興を図ります。さらに、市民と参加者の交流が図られ、「笠間市の魅力を発信する大会」となるよう努めます。
- 茨城国体や東京オリンピック・パラリンピック等の大規模なスポーツイベントを契機に、トップスポーツと地域・学校との連携・協働の推進、さらに、スポーツへの関心を高めることによる生涯スポーツのさらなる普及・振興を図っていきます。

主な取組

① 笠間市の特色を活かしたスポーツの推進

開祖修練の地である合気道や世界大会で活躍する選手を輩出しているゴルフなど、本市の特色あふれるスポーツの推進を図ります。また、ホームタウンの一つとなっている水戸ホーリーホックなどのプロチームの支援を通じて、スポーツを「する」だけでなく「みる」「支える」機会の創出に努めます。

《具体的な事業》

- ・ 地域の人材を活用したスポーツ活動の推進【スポーツ振興課】
- ・ 市長杯スナッグゴルフ大会事業【スポーツ振興課】

- ・水戸ホーリーホック・ホームタウン地域交流事業【スポーツ振興課】
- ・スポーツ奨励金事業【スポーツ振興課】

② 茨城国体、東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの振興

大学との連携協定の締結により、トップアスリートや学生のイベントへの参加やスポーツ指導者の派遣など、茨城国体や東京オリンピック・パラリンピックに向けた市民の意識高揚を図ります。さらに、全市民が総力をあげて、郷土を代表する競技者を応援するとともに、積極的にボランティアとして大会に参画するなど、大会の成功に向けて一人一人が活躍する機運の醸成を目指します。

また、ホストタウンとして登録されたタイ王国とのさまざまな交流活動事業を推進します。

《具体的な事業》

- ・スポーツ振興事業（オリンピックや国体等を見据えたスポーツ振興計画の見直し）
【スポーツ振興課】
- ・茨城国体推進事業【スポーツ振興課】
- ・東京オリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業【スポーツ振興課】

数 値 目 標

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
1年間に運動やスポーツに関わった人の割合	新規	50.0%

(3) スポーツ施設の整備充実

■ 現況と課題 ■

- 市民がスポーツ活動を行ううえで、スポーツ施設は大きな役割を果たしています。また、スポーツ施設は大規模災害時の避難場所にも指定されているため、防災活動の拠点として活用されていますが、老朽化した施設もあることから、市民が安全・安心にスポーツを楽しむためにも、施設の改修、修繕を計画的に行うことが求められています。
- 多様化する市民ニーズに対応し、市民サービスの向上を図るとともに、施設の効用を高めるため、指定管理者による施設の管理・運営を行っており、平成28年4月現在、笠間市民体育館、笠間市総合公園、岩間総合運動公園、笠間武道館、岩間海洋センターなどのスポーツ施設が運営されています。
- 学校体育施設は、市民のスポーツ実践の場の一つで、活発な交流が期待されるコミュニケーションの場としての役割が求められています。

今後の方向性

- 誰もが施設を快適に利用できるよう、バリアフリーに配慮した施設の計画的な改修、修繕を図ります。
- 指定管理者と連携した適切な施設の維持・管理及び直営施設の維持・管理を推進します。
- 市主催の事業に加え、指定管理者による各種イベントやスポーツ教室の開催など、市民がスポーツを気軽に行える環境や健康増進のための幅広い機会を提供します。
- 市民の身近なスポーツの実践の場、地域のコミュニケーションの場として、学校体育施設を市民に開放します。廃校となった学校の体育施設についても活用を推進します。

主な取組

① スポーツ施設の整備充実と利用拡大

スポーツ活動の拠点となる各種スポーツ施設について、安全性に配慮した計画的な整備と維持管理を行い、誰もが手軽にスポーツに親しみ参加できるよう、スポーツ環境の整備充実を図ります。

また、市民にとって身近なスポーツの実践の場であり、地域の交流の場としての役割が望まれていることから、学校体育施設の活用を促進します。

《具体的な事業》

- ・ 体育施設管理運営事業【スポーツ振興課】
- ・ 学校体育施設開放事業【スポーツ振興課】

数 値 目 標

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
学校体育施設開放事業 利用団体数	158団体	180団体
スポーツ施設利用者数	267,980人	280,000人

(4) スポーツ関係団体の連携強化

■ 現況と課題 ■

- 少子化によるスポーツ少年団の団数と団員数の減少が課題となっていることから、組織の強化、充実を図るとともに、子どもたちのスポーツへの関心を高めることが求められています。
- 競技力の向上を図るための指導者の育成については、指導者講習会の開催によりスポーツ少年団における指導者資格保有率が向上していますが、引き続き指導者の育成が求められます。
- 笠間市体育協会は、体育、スポーツ・レクリエーションの普及と進行を図ると同時に相互の親睦を深め、市民の体力向上と健康増進を通し、明るいまちづくりに寄与することを目的に設立されました。現在 26 団体が所属し、各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催しています。
- 体育協会や各競技団体が指導者の養成や指導技術の向上を図り、競技を志向した選手がスポーツに専念できる環境づくりを推進する必要があります。

今後の方向性

- スポーツ少年団の本来の目的である「青少年の健全育成」に向けた活動に取り組めるよう支援を行います。
- スポーツを推進する組織を育成・支援することで、スポーツに取り組む市民の増加を目指します。
- 体育協会加盟団体による各種事業の開催により、競技スポーツ推進の基盤強化を図ります。また、各競技団体が自立性を備えた組織へ一層発展するよう働きかけを行うとともに、体育協会の自主運営化を推進します。
- 体育協会との連携により体制づくりを推進し、技術指導、指導法、審判技術並びに安全管理に関する研修会の充実を図ります。

主な取組

① スポーツ関連団体の育成・連携強化

体育協会、スポーツ少年団及びスポーツ推進協議会の実施する事業の支援により、より多くの市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる機会を提供します。また、指定管理者との連携により、施設の円滑な管理運営及び市民ニーズに合った幅広い年齢層の参加が促進できる各種教室を積極的に開催します。

《具体的な事業》

- ・ 体育協会支援・強化事業【スポーツ振興課】
- ・ スポーツ少年団補助金交付事業【スポーツ振興課】
- ・ 体育施設管理運営事業【スポーツ振興課】

数 値 目 標

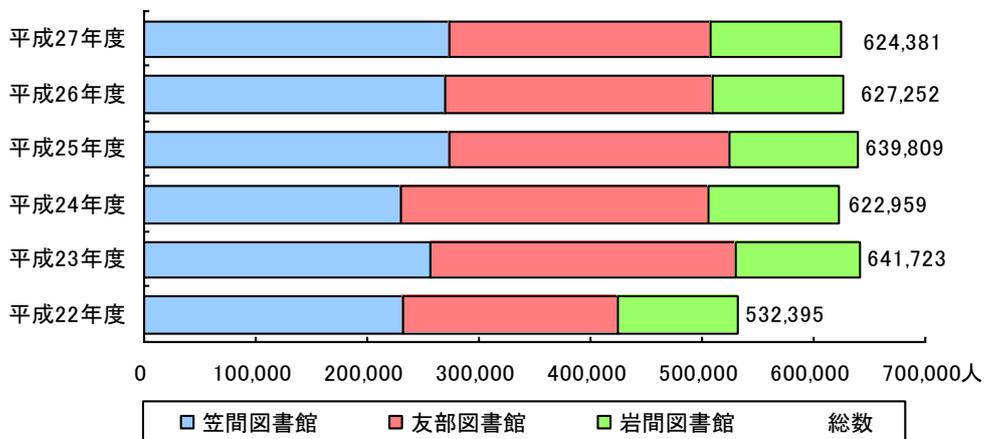
指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
スポーツ少年団指導者の有資格率	66.3%	75.0%
スポーツ少年団加入率	15.0%	20.0%

(1) 図書館資料の充実

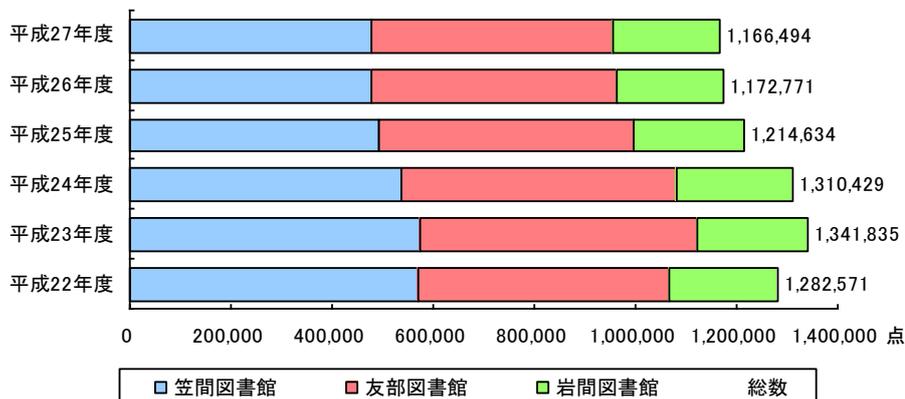
■ 現況と課題 ■

- 平成24年度から平成27年度まで図書館の貸出点数が、人口8万人未満の市町村では全国第1位となるなど、全国でもトップレベルであり、その他の開館時間や利用者数などについても県内トップクラスの実績を上げています。
- タブレット端末やスマートフォン等の急速な普及により、図書館以外に情報を入手する手段が増加し、市民が自主的に読書する時間は減少しています。
- 市民の多様化したニーズに対応するため、図書館で読みたい本を自由に選んで読み、読書の楽しみを享受できるように資料の整備に努めるとともに、利用しやすい環境づくりが求められています。
- 「笠間市教育振興計画策定のためのアンケート調査」では、専門書や雑誌、視聴覚資料（CD・DVD等）の充実を望む意見が多く寄せられています。

入館者数の推移



貸出点数の推移



今後の方向性

- 収集・整理・保存を適切に行い、利用者のニーズに合わせ専門書や視聴覚資料等を含めた図書館資料の整備と充実を図ります。
- 生涯学習施設として、市民の自主的な読書、調査研究、学習情報収集の活動を支援していきます。
- 利用者の蔵書構成についての要望が年々増加傾向にあるため、市民が必要とする資料をできる限り提供できるよう、県や近隣自治体との相互貸借サービスを積極的に活用していきます。

主な取組

① 収集・整理・保存による図書館資料の整備と充実

図書館は、生涯学習の場であり、地域の振興に貢献するコミュニティの中核として、図書館資料の収集、整理・保存、提供を適切に行うことにより、利用者のニーズに合った図書館資料の整備と充実を図ります。

《具体的な事業》

- ・資料の収集（選定、発注、寄贈資料の受け入れ等）の実施
- ・資料の整理・保存（整理、配架、延滞督促等）の実施
- ・資料の提供（貸出、相互貸借サービス、レファレンス、読書相談等）の実施
- ・未所蔵資料の要望対応のため、県立図書館や市町村立図書館等との相互貸借の実施

数値目標

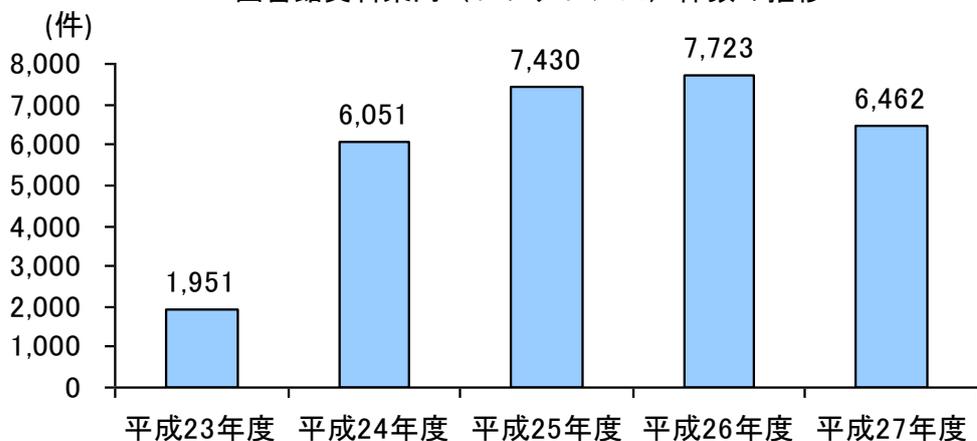
指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
図書館利用新規登録者数	2,335人	2,210人
図書館蔵書点数	570,456点	653,000点

(2) 図書館利用者サービスの充実

■ 現況と課題 ■

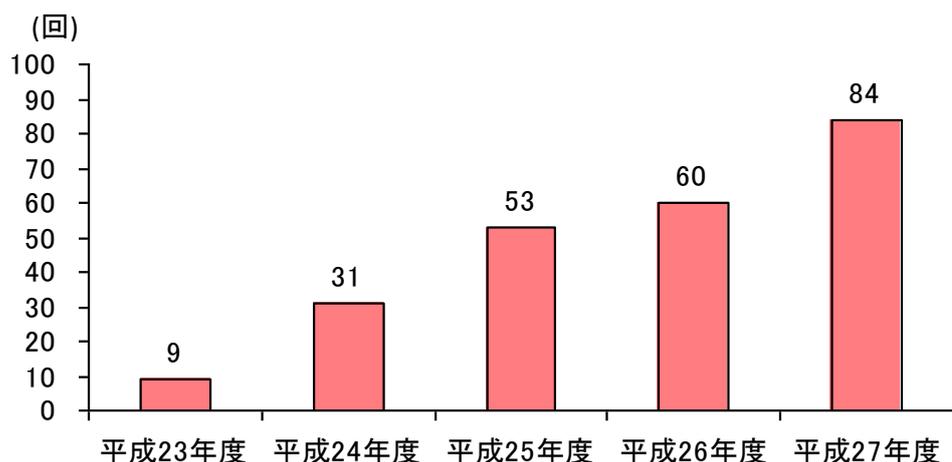
- 図書館では、さまざまな資料や各種講座の提供、ギャラリーを利用した情報の発信等により、幅広い分野の学習情報・機会、地域情報を提供しています。
- 図書館利用が困難な市民に対する図書館サービスの充実を図ることが求められています。
- 図書館は図書の貸出のみならず、地域の発展を支える情報拠点になることが求められています。
- 図書館だより（幼年版・小学生版・中学生版、教職員向け）、広報かさま、市立図書館ホームページ、図書館の公式ツイッターなどによる市民への情報発信サービスを積極的に行っています。
- 所蔵する郷土資料のデジタル化を進め、インターネットを通じて発信するなど、新しい図書館サービスを提供することが課題となっています。

図書館資料案内（レファレンス）件数の推移



資料: 笠間図書館

図書館資料展示回数の推移



資料: 笠間図書館

今後の方向性

- 利用者のさまざまなニーズに対応するため、広い分野におけるさまざまな学習情報・機会を提供できるよう努めていきます。
- 高齢者や障がいのある方へ配慮した支援の充実に努めます。
- 図書館協議会の活用により、図書館サービスの在り方を検討するなど、利用者満足度の高い図書館運営を行います。
- 課題解決のための的確な情報提供など、社会の変化に応じた図書館利用者サービスの充実に努めます。
- 職員の資質向上を目指した研修により、図書館サービス体制の強化・推進に努めていきます。
- 市民が図書館をさらに利用しやすくなるよう、多くの媒体を活用し、情報発信サービスを充実させていきます。

主な取組

① 情報・学習機会の提供

多様な利用者の要望に応じた図書館資料および情報（地域情報等）の提供、利用者の要求に基づく適切な資料案内・調査（レファレンスサービス）の提供、各種講座の実施等を通じて、市民生活の質の向上につながるさまざまな学習情報・機会の提供を促進します。

《具体的な事業》

- ・ 資料案内・調査（レファレンスサービス）の実施
- ・ 各種講座の実施やギャラリーを活用した情報提供
- ・ 高齢者や弱視者等を対象とした大活字本の購入
- ・ 広報誌や図書館資料の音声化等による音訳サービスの提供
- ・ 図書館職員や専門職員の育成や資質の向上を図るための研修会の充実

② ICTを活用した情報発信サービスの充実

図書館ホームページから、3館内の蔵書検索や予約、掲示板（各館からのお知らせ）など、ICTを活用した各種の情報発信サービスを充実させます。これにより、自宅等から必要な時に情報提供が受けられる環境づくりを促進します。

《具体的な事業》

- ・ 新図書館システム導入による検索利便性の向上

- ・ 図書館ホームページ、公式ツイッターによる情報の発信
- ・ 所蔵する郷土資料のデジタル化による図書館サービスの刷新

数 値 目 標

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
図書館資料案内件数 (レファレンス件数)	6,462件	5,500件
公式ツイッターフォロワー数	1,285人	3,800人

(3) 学校図書館との連携

■ 現況と課題 ■

- 平成 24 年に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成 24 年文部科学省告示第 172 号)のなかで、児童・青少年サービスにおいて、公立図書館は学校等の教育施設等との連携に努めることとされています。
- 本市では、平成 27 年に策定した「第二次笠間市子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館の学校図書館に対する支援として、児童生徒に対する調べ学習支援、図書館資料の提供などの取組を行っています。
- 「笠間市子ども読書活動推進計画」の5年経過時点アンケート調査(市内全小中学校対象)では、学校側から市立図書館に対する要望が寄せられており、学校図書館に対する図書館のさらなる支援が求められています。

今後の方向性

- さまざまなサービスを通じて、学校図書館に対する図書館の支援・連携の強化に努めます。
- 学校図書館との連携・支援をさらに進めるため、学校向けの貸出用資料の整備、充実努めていきます。
- 年齢に応じた新刊図書の案内、移動図書館等、さまざまなニーズをくみとり、子どもたちが読書の楽しさを知り、読書の幅を広げられる支援をします。
- 子どもたちの手にわたる資料や情報が充実するよう、情報収集や物流ネットワークの整備に努めます。

主な取組

① 学校図書館に対する支援・連携

幼稚園、認定こども園、保育所(園)、小中学校や児童クラブへの団体貸出による一層の充実を図ります。また、学校や関係機関・ボランティア団体とのさらなる連携協力のもと、学校図書館に対する支援と連携を推進します。

《具体的な事業》

- ・ 授業に必要な資料の提供による教職員・児童生徒への学習支援

- ・団体貸出による「朝の読書」等読書活動の支援
- ・「図書館だより」や本のリストの配布等によるさまざまな情報の提供
- ・「としょかん1年生」事業による図書館利用の案内と促進
- ・図書館見学・職場体験・インターンシップの受入による学習機会の提供
- ・読み聞かせに関する研修会や図書資料の整理方法についてのアドバイス等による
学校図書館及び「学校図書ボランティア」への支援

数 値 目 標

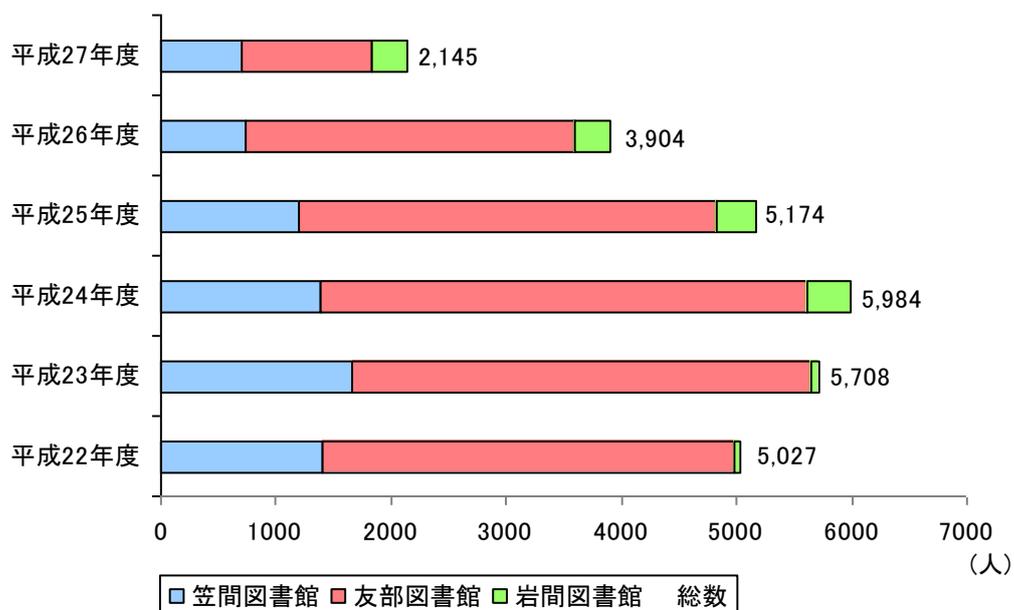
指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
団体貸出点数	10,132点	11,000点
学校等への貸出点数	4,784点	4,800点

(4) 子ども読書活動推進計画の取組

■ 現況と課題 ■

- 国は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年公布・施行）に基づき、平成 14 年に「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画（第一次）」を策定しました。その後、平成 20 年に第二次計画、平成 25 年に第三次計画をそれぞれ策定しています。また、県も国の動きを受け、平成 27 年に「いばらき子ども読書活動推進計画（第三次推進計画）」を策定しています。
- 図書館と学校図書館、地域住民との連携により、子どもの読書活動を質的に高めることが求められています。
- 本市においても、平成 27 年に「第二次笠間市子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭、学校、地域、図書館を通じた社会全体における読書活動の推進や、施設・設備等の整備・充実などを進めています。
- 子どもの成長の発達段階、一人一人を取り巻く状況や個性に応じて、その子にふさわしい本との出会い、読書に親しめるような時間や環境づくりにより、活字の多い本を自分から進んで読まないという状況の改善が求められています。

□ おはなし会・読書フェスティバル参加者数の推移



資料：実施計画・事務事業評価調書(H23-27)

今後の方向性

- 市民やボランティアとの協働により、地域を支える図書館づくりに努めます。
- 家庭や地域の教育力の低下が指摘されるなか、子どもの読書活動の一層の推進を図るため、読書活動に対する保護者の理解を促進するとともに、地域との連携を図り、多様なボランティアによる読書活動を推進します。
- 子どもの読書活動をさらに活発化させるため、引き続き、「第二次笠間市子ども読書活動推進計画」に基づいて、関係機関等と連携しながらさまざまな取組を推進します。
- 子どもたちが、自ら学び、自ら考え、判断する力や他人を思いやる心など、読書習慣の確立を基に「生きる力」の育成を目指します。

主な取組

① 関係機関等と連携した子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動の推進に大きな役割を果たしている多様なボランティア活用を円滑に進め、子どもたちが主体的に考える力、豊かな感性や表現力、思いやりの心などを身に付けるため、関係機関等と連携し子どもの読書活動を推進します。

《具体的な事業》

- ・地域子育て支援センターでのおはなし会や保健センターと連携したブックスタート事業及びそのフォローアップとしての赤ちゃん向けおはなし会の実施
- ・地域ボランティア団体等による図書館や市内施設でのおはなし会の実施
- ・子ども読書フェスティバルの実施
- ・図書館活動を推進する人材の育成、ボランティアの育成及び資質の向上

数値目標

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
おはなし会・読書フェスティバル参加者数	2,145人	2,300人
年間50冊以上の本を読んだ児童の割合 (小4～6)	66.8%	75.2%

(5) 図書館の多機能的な役割の構築

■ 現況と課題 ■

- 図書館の施設・設備（多目的室や視聴覚室、展示スペース等）を活用し、図書館を情報発信拠点としてだけでなく、地域活動・交流拠点として利用する流れが全国的に広まっています。
- 利用者が安全・安心に利用でき、さらに利便性が向上するような図書館を維持するため、保守管理や必要に応じた修繕等を実施する必要があります。
- 「笠間市教育振興計画策定のためのアンケート調査」では、図書館の役割や施設・設備に対する要望が寄せられており、より市民が利用しやすく、多機能的な役割を持つ図書館であることが求められています。

今後の方向性

- 図書館を従来の情報発信拠点としてだけでなく、あらゆる世代の市民が利用しやすい、地域活動や交流の拠点として活用してもらうための取組を推進します。
- 先進的な取組などの調査・研究等を行い、施設の特徴を十分に生かしながら、多様化する市民のニーズに応える図書館利活用の促進を図ります。
- 発達段階に応じた情報コーナーなどの整備による情報提供に努めます。
- 利用者の安全確保及び快適な読書環境と図書館サービスを提供するため、施設・設備の保守管理・修繕等を適切に行い、利用者や市民にとってさらに利用しやすい図書館になるよう努めます。

主な取組

① 図書館の交流拠点としての役割の構築

資料・情報及びホール・視聴覚室やギャラリー等の空間の提供による、さまざまな団体への支援や、適切な施設管理等により、図書館の多世代交流拠点としての役割の構築を図ります。

《具体的な事業》

- ・生涯学習の活動、各種イベント情報などの情報発信
- ・地域活動や交流拠点としての利用及び地域密着型イベントの実施
- ・各団体による図書館ギャラリー企画展示活動や普及活動への支援
- ・安全性を確保し、適切な施設管理の実施

数 値 目 標

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
図書館入館者数	624,381人	625,000人
ギャラリー利用団体数	37団体	37団体

数値目標一覧

【施策の方針 1 就学前教育の推進】

指標の内容	基準値 (平成 27 年度実績)	目標値 (平成 33 年度)
幼児教育接続等推進のための研修会参加人数	76 人 (平成 28 年度目標値)	140 人
絵本読み聞かせ回数	12 回	12 回
「就学支援シート」の作成率	50.0%	100.0%
高齢者との交流会回数	12 回	12 回
避難訓練回数	48 回	48 回

数値目標の設定理由	算出方法等	データの出所
<p>幼児期から小学校教育への円滑な接続を図る目的で実施する情報交換会や研修会の参加者数を把握する。</p>	<p>幼児期の教育と小学校教育の連携及び接続を推進する情報交換会や研修会に参加する保育担当者及び教職員の合計</p>	<p>市教育委員会調べ</p>
<p>認定こども園、保育所（園）の先生による毎日の読み聞かせのほか、外部講師による読み聞かせを定期的に行うことにより豊かな心を育む活動の充実を図る。</p>	<p>各認定こども園、保育所（園）で実施した件数の合計</p>	<p>市教育委員会調べ</p>
<p>障がいのある幼児に対する早期の相談支援や療育などの体制整備を図るため、「就学支援シート」の作成状況を把握する。</p>	<p>教育的支援が必要な新就学児に対して、各幼児教育施設において作成する割合</p>	<p>市教育委員会調べ</p>
<p>認定こども園、保育所（園）の幼児と高齢者が交流する会を定期的に行うことで、より豊かな心を育む活動の充実を図る。</p>	<p>各認定こども園、保育所（園）で実施した件数の合計</p>	<p>市教育委員会調べ</p>
<p>認定こども園、保育所（園）の幼児画避難訓練を定期的に行うことで、幼児の安全と施設の安全性を確認するため。</p>	<p>各認定こども園、保育所（園）で実施した件数の合計</p>	<p>市教育委員会調べ</p>

数値目標一覧

【施策の方針2 学校教育の充実】

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
不登校（30日以上）児童の割合（小学生）	0.4%	0%
不登校（30日以上）生徒の割合（中学生）	4.0%	0%
「学校に行くのは楽しいと思いますか」に肯定的に答えた児童の割合（小6）	89.9%	95.0%
「学校に行くのは楽しいと思いますか」に肯定的に答えた生徒の割合（中3）	79.8%	85.0%
全国学力・学習状況調査 総合平均正答率 (小学校における全国との比較)	+1.3ポイント	+2.0ポイント
全国学力・学習状況調査 総合平均正答率 (中学校における全国との比較)	-1.0ポイント	+1.0ポイント

数値目標の設定理由	算出方法等	データの出所
教育相談体制の充実を進め、不登校の早期発見・早期対応に向けた取組状況を把握する。	不登校（30日以上） 児童／全児童数×100	市教育委員会 調べ
	不登校（30日以上） 生徒／全生徒数×100	
全国学力・学習状況調査における児童生徒への質問事項のうち、学校の魅力向上を図るため、その状況を把握する。	全国学力・学習状況調査児童質問紙の設問（26） 「学校に行くのは楽しいと思いますか」において、 「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」の 合計の割合。	「全国学力・ 学習状況調査」 （文部科学省）
	全国学力・学習状況調査生徒質問紙の設問（24） 「学校に行くのは楽しいと思いますか」において、 「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」の 合計の割合。	
児童生徒の基礎的学力の習熟度や学力習得への達成度を図るため、その状況を把握する。	全国学力・学習状況調査において、 国語A・B、算数A・Bの平均正答率の平均値。	「全国学力・ 学習状況調査」 （文部科学省）
	全国学力・学習状況調査において、 国語A・B、数学A・Bの平均正答率の平均値。	

数値目標一覧

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
「国語の勉強は好きですか」に肯定的に答えた児童の割合（小6）	68.0%	80.0%
「算数の勉強は好きですか」に肯定的に答えた児童の割合（小6）	70.6%	80.0%
「国語の勉強は好きですか」に肯定的に答えた生徒の割合（中3）	64.3%	70.0%
「数学の勉強は好きですか」に肯定的に答えた生徒の割合（中3）	61.4%	70.0%
英検3級相当以上の英語力を有すると思われる生徒の割合（中3）	47.3%	60.0%
全国体力・運動能力調査（小学校における全国平均との比較A+Bの割合）	56.9%	60.0%
全国体力・運動能力調査（中学校における全国平均との比較A+Bの割合）	55.7%	60.0%
朝ごはんの摂取率（小学生）	94.8%	100.0%
朝ごはんの摂取率（中学生）	90.6%	100.0%
地産地消強化月間（11月）における地場産農産物の給食への活用状況	63.0%	64.0%
特別な支援を必要とする児童生徒への対応で課題と感じる教職員の割合	64.1%	40.0%

数値目標の設定理由	算出方法等	データの出所
全国学力・学習状況調査における児童生徒への質問事項のうち、児童生徒の国語・算数・数学への興味・関心の状況を把握する。	全国学力・学習状況調査において、国語の勉強が好きであると回答している児童の割合	「全国学力・学習状況調査」 (文部科学省)
	全国学力・学習状況調査において、算数の勉強が好きであると回答している児童の割合	
	全国学力・学習状況調査において、国語の勉強が好きであると回答している生徒の割合	
	全国学力・学習状況調査において、数学の勉強が好きであると回答している生徒の割合	
グローバル化の進展により、生徒の英語力の状況を把握する。	英検3級以上を取得している生徒及び英検3級以上を取得してはいるが相当の英語力を有すると思われる生徒の割合	「英語教育実施状況調査」 (文部科学省)
児童生徒が生涯にわたって運動に親しむ基礎をつくとともに、体力の向上を図るため、その状況を把握する。	全国体力・運動能力調査における段階別総合評価: 体力や運動能力をA～Eの5段階で評価(評価A、Bは上位2段階)	「全国体力・運動能力調査」(文部科学省)
正しい食生活の実施状況を把握する。	全児童のうち、朝ごはん摂取者数の割合を算出	市教育委員会調べ
	全生徒のうち、朝ごはん摂取者数の割合を算出	市教育委員会調べ
学校給食における地場産物の活用状況を把握する。	栄養教諭配置調理場における総延べ食材のうち、地域産、県内産の割合を算出	市教育委員会調べ
全ての教職員が児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した指導・支援を行うため、特別支援学級担当者の意識調査による割合を把握する。	全小中学校に設置している特別支援学級担当者意識調査による割合	市教育委員会調べ

数値目標一覧

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
個別の教育支援計画作成率	44.0%	100.0%
国際交流事業参加者数	1,500人	2,000人
普通教室の教材提示装置の整備率	0%	100.0%
校内無線LANの整備率	0%	100.0%
教員のICT活用指導力の状況の割合(小学校)	69.2%	100.0%
教員のICT活用指導力の状況の割合(中学校)	73.3%	100.0%
人の役に立つ人間になりたいと思う児童の割合(小6)	95.7%	100.0%
人の役に立つ人間になりたいと思う生徒の割合(中3)	94.4%	100.0%
「将来の夢や目標を持っていますか」に肯定的に答えた児童の割合(小6)	90.9%	100.0%
「将来の夢や目標を持っていますか」に肯定的に答えた生徒の割合(中3)	74.1%	90.0%

数値目標の設定理由	算出方法等	データの出所
特別な教育的支援を要する乳幼児及び児童生徒への支援の状況を把握する。	特別な教育的支援を必要とする乳幼児及び児童生徒が在籍する学校（園）において個別の教育支援計画を作成している学校（園）の割合	県教育委員会調べ
グローバル化の進展により、「国際交流事業」や「国際理解教育」などの参加状況を把握する。	市主催の国際交流事業参加者及び保育所・幼稚園等での英語あそび参加者数	市民活動課調べ
普通教室の教材提示装置の整備状況を把握する。	教材提示装置／普通教室数	市教育委員会調べ
校内無線LANの整備状況を把握する。	校内無線LAN利用可能教室数	市教育委員会調べ
ICTを活用した効果的な指導が行われるためには、教員のICT活用指導力の向上が必要であるため、全ての教員におけるICTを活用した指導力の状況を把握する。	教員のICT活用指導力の状況（授業中にICTを活用して指導する能力について（4項目）、「割にできる」「ややできる」と回答した教員の割合）	「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（文部科学省）
全国学力・学習状況調査における児童生徒への質問事項のうち、児童生徒が目標とする人物像について、その状況を把握する。	全国学力・学習状況調査において、「人の役に立つ人間になりたいと思う」と回答している児童の割合	「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）
	全国学力・学習状況調査において、「人の役に立つ人間になりたいと思う」と回答している生徒の割合	
全国学力・学習状況調査における児童生徒への質問事項のうち、将来の夢や目標について、その状況を把握する。	全国学力・学習状況調査において、将来の夢や目標をもっていると回答している児童の割合	「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）
	全国学力・学習状況調査において、将来の夢や目標をもっていると回答している生徒の割合	

数値目標一覧

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
コミュニティ・スクール実践校数	0校	16校
小中一貫教育の推進状況	0%	100.0%
学校の老朽改修整備率	72.4%	100.0%

【施策の方針3 家庭・地域・学校の連携強化】

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
子ども会加入児童率	82.0%	85.0%
「こどもを守る110番の家」の看板設置数	879件	1,000件
地域の行事への参加率(小6)	75.4%	80.0%
地域の行事への参加率(中3)	45.8%	50.0%

数値目標の設定理由	算出方法等	データの出所
地域とともにある学校づくりを進めるため、学校と地域の連携体制構築に向けたコミュニティ・スクールの実施校を把握する。	コミュニティ・スクールを実践している学校数	市教育委員会調べ
全小中学校における小中一貫教育の推進状況を把握する。	推進校数／全小中学校数	市教育委員会調べ
市内小中学校の校舎及び屋内運動場の老朽改修整備状況を把握する。	改修済学校数／全小中学校数	市教育委員会調べ

数値目標の設定理由	算出方法等	データの出所
子どもたちへの多様な活動機会の提供や各地域のコミュニティ活動の活性化につなげていくため加入状況を把握する。	子ども会育成連合会に加入している児童数／全児童数	市教育委員会調べ
子どもの登下校時の安全確保のため「こどもを守る110番の家」の看板設置状況を把握する。	全小学校区における看板設置数	市教育委員会調べ
全国学力・学習状況調査における児童生徒への質問事項のうち、地域の行事に関心を持って参加している児童の割合について、その状況を把握する。	全国学力・学習状況調査児童質問紙の設問（34）「今住んでいる地域の行事に参加している」において、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」の合計の割合	「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）
全国学力・学習状況調査における児童生徒への質問事項のうち、地域の行事に関心を持って参加している生徒の割合について、その状況を把握する。	全国学力・学習状況調査生徒質問紙の設問（27）「今住んでいる地域の行事に参加している」において、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」の合計の割合	

数値目標一覧

【施策の方針4 生涯学習・文化活動の推進】

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
公民館利用者数	181,294人	195,000人
地域交流センター利用者数	110,000人 (平成30年度目標値)	135,000人
家庭教育学級参加率(小学校)	7.5%	10.0%
家庭教育学級参加率(中学校)	7.0%	10.0%

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
「青少年の健全育成に協力する店」加入率	76.0%	80.0%
青少年相談員の各種事業への参加人数 (延べ人数)	200人	250人
青少年劇場小公演鑑賞者数	2,418人	2,500人
茨城国際音楽アカデミーinかさま 来場者数	2,601人	3,000人

数値目標の設定理由	算出方法等	データの出所
各種講座の開設や学習機会、学習情報の提供により公民館の利用状況を把握する。	市3館の合計年間入館者数	市教育委員会 調べ
地域コミュニティ活動の拠点として、地域交流センターの利用状況を把握する。	地域交流センターの年間利用者数	市民活動課（社 総交整備計画）
講座等に参加しやすくなるための工夫や周知による参加状況を把握する。	参加人数／（1年生児童数×開催回数）	市教育委員会 調べ
	参加人数／（1年生生徒数×開催回数）	

数値目標の設定理由	算出方法等	データの出所
青少年の非行防止、犯罪被害の未然防止活動に取り組むため、地域のコンビニエンスストアや書店等の「青少年の健全育成に協力する店」の加入状況を把握する。	青少年の健全育成に協力する店の数 ／コンビニ・カラオケ等青少年に特に 関係の深い店の数	市教育委員会 調べ
青少年相談員の活動状況を把握する	研修会・店舗訪問・巡回指導等へ参加 した青少年相談員の延べ人数	市教育委員会 調べ
小中学校への芸術家・アーティストの派遣・公演を通じ、児童生徒が芸術に触れることのできる機会の提供状況を把握する。	青少年劇場小公演鑑賞児童生徒数	市教育委員会 調べ
アカデミー期間中のさまざまなイベントへの参加状況を把握する	コンサート・公開レッスン・音楽講座 等来場者数	市教育委員会 調べ

数値目標一覧

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
全国こども陶芸展作品応募数	1,319点	1,700点
歴史民俗資料館の入場者数	1,461人	1,600人
歴史、産物等地域資源に係る講座等の参加者数	225人	350人
「文化財公開」来場者数	2,380人 (平成28年度実績)	3,000人

【施策の方針5 スポーツの振興】

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
スポーツ大会・教室参加者数	9,025人	10,000人
1年間に運動やスポーツに関わった人の割合	新規	50.0%
学校体育施設開放事業 利用団体数	158団体	180団体
スポーツ施設利用者数	267,980人	280,000人

数値目標の設定理由	算出方法等	データの出所
児童が地域資源に触れる機会の状況を把握する。	全国こども陶芸展作品応募数	市教育委員会 調べ
教育や観光との分野横断的な連携を図るため、歴史民俗資料館が利用されている状況を把握する。	歴史民俗資料館の入場者数	市教育委員会 調べ
各種講座など、各世代、各分野を通してふるさとを知り、学ぶことができる機会の提供による参加状況を把握する。	公民館講座及び歴史フォーラム等の参加者数	市教育委員会 調べ
文化財への関心の高さを知るため、文化財公開事業への来場者数を把握する。	文化財公開事業への来場者数	市教育委員会 調べ

数値目標の設定理由	算出方法等	データの出所
スポーツ活動の機会の充実を図るため、大会や教室への参加状況を把握する。	ハーフマラソン大会、中学校駅伝大会、矢板高原マラソン、市民運動会、スケート教室、ウォークラリー等の参加者数から算出	市教育委員会 調べ
スポーツを「する。みる。支える」に関わっている人の状況を把握する。	各種大会、教室参加者、大会協力員参加者数の延べ人数／市内人口	市教育委員会 調べ
市民にとって身近なスポーツの実践の場であり、地域の交流の場でもある学校体育施設の活用状況を把握する。	各種サークルやスポーツ少年団、競技団体の登録数	市教育委員会 調べ
市内スポーツ施設の利用状況を把握するため。	市内スポーツ施設 21カ所の年間利用者数合計	市教育委員会 調べ

数値目標一覧

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
スポーツ少年団指導者の有資格率	66.3%	75.0%
スポーツ少年団加入率	15.0%	20.0%

【施策の方針6 図書館活動の推進】

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
図書館利用新規登録者数	2,335人	2,210人
図書館蔵書点数	570,456点	653,000点
図書館資料案内件数(レファレンス件数)	6,462件	6,500件
公式ツイッターフォロワー数	1,285人	3,800人
団体貸出点数	10,132点	11,000点
学校等への貸出点数	4,784点	4,800点

数値目標の設定理由	算出方法等	データの出所
スポーツ少年団活動における指導者の育成を目指し、スポーツ少年団における指導者の資格保有率の状況を把握する。	市内スポーツ少年団指導者数の内認定指導者の割合	市教育委員会調べ
スポーツに取り組む児童の増加を目指し、スポーツ少年団の加入状況を把握する。	市内児童数／市内登録団員数	茨城県スポーツ少年団

数値目標の設定理由	算出方法等	データの出所
図書貸出のサービスカード等の登録者数を把握する。	市3館の合計登録者数	市教育委員会調べ
収集・整理・保存による図書館資料の整備状況を把握する。	市3館の合計蔵書点数	市教育委員会調べ
図書館利用の利便性向上、資料提供などにより、利用の定着状況を把握する。利用者への適切な資料案内・調査（レファレンスサービス）の提供状況を把握する。	市3館の合計年間図書館資料案内件数	市教育委員会調べ
SNSを活用した情報発信の活用状況を把握する。	市3館でそれぞれ運営している公式ツイッターのフォロワー数	市教育委員会調べ
団体貸出による読書活動の支援状況を把握する。	市3館の団体への合計貸出点数	市教育委員会調べ
学校図書館に対する調べ学習支援、図書館資料の提供状況を把握する。	市3館の学校等への合計貸出点数	市教育委員会調べ

数値目標一覧

指標の内容	基準値 (平成27年度実績)	目標値 (平成33年度)
おはなし会・読書フェスティバル 参加者数	2,145人	2,300人
年間50冊以上の本を読んだ児童の割合 (小4～6)	66.8%	75.2%
図書館入館者数	624,381人	625,000人
ギャラリー利用団体数	37団体	37団体

数値目標の設定理由	算出方法等	データの出所
関係機関等と連携した、読書活動の推進状況を把握する。	市3館のおはなし会・ 読書フェスティバル合計参加者数	市教育委員会 調べ
豊かな心を育む児童の読書週間の定着状況を把握する。	年間50冊以上の本を読んだ小4 ～6の児童数／小4～6の児童総 数×100	市教育委員会 調べ
市民や利用者のニーズに合わせた図書館資料の整備により、図書館の利用状況を把握する。	市3館の合計入館者数	市教育委員会 調べ
図書館内ギャラリーにおいて企画展示を行う利用団体数を把握する。	笠間・友部図書館のギャラリー利用 団体数の合計	市教育委員会 調べ

第5章 計画の推進

計画の推進にあたって

「笠間市教育振興基本計画」の推進にあたっては、各施策の方針ごとに定めた数値目標により、PDCAサイクルを活用した取組の進行管理を行います。

各施策を通じて、所管課が評価シートを作成し、行政内部による事務事業評価を行い、この評価内容について、市民や学識経験者で構成された「笠間市教育委員会外部評価委員会」から評価内容の検証と改善に対する助言等をいただき、事務事業の改善につなげ、より効率的で効果的な教育の実現を目指します。



資料編

1 笠間市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

平成 28 年 3 月 23 日

教育委員会告示第 7 号

(設置)

第 1 条 教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 17 条第 2 項の規定に基づき、本市の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本となる笠間市教育振興基本計画(以下「教育振興基本計画」という。)を策定するため、笠間市教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他教育振興基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 20 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、笠間市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 市職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、教育振興基本計画の策定が終了するまでとする。

2 必要に応じて委員を補充するものとする。この場合において、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する所掌事務を円滑に遂行するため、策定委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次の各号に掲げる職員のうちから、当該職員の所属長の推薦に基づき、教育長が任命する。

(1) 次に掲げる課又は施設に所属する者

ア 学務課

イ 生涯学習課

ウ スポーツ振興課

エ 公民館

オ 図書館

(2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

3 専門部会は、施策の実現に向けた資料収集及び専門的な調査研究を行い、教育振興基本計画の原案作成に必要な基礎資料を作成し、策定委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 策定委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会学務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

2 笠間市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

*策定委員会委員名簿を掲載予定

3 策定経過

*策定経過を掲載予定